

古琉球期王権論

支配理念と「周縁」諸島

荒木和憲

A Theory of Royal Authority in the Old Ryukyu Period: The Ruling Philosophy and the “Periphery” Islands

ARAKI Kazumori

はじめに

- ① 尚泰久代における梵鐘鑄造の意義
- ② 尚泰久代における王の位相
- ③ 尚泰久代における王権の課題

- ④ 尚泰久代の規範性
- ⑤ 尚真代後半～尚清代における支配理念の転換
- ⑥ 「周縁」諸島の服属と太陽思想
おわりに

【論文要旨】

本稿の目的は、古琉球期に王権と不可分に生成された一次史料（金石文）の分析を軸として王権の支配理念を析出するとともに、それを手がかりとして、王権と「周縁」（周辺と辺縁）の諸島との関係性を明らかにすることであり、以下のような結論を得た。尚泰久代に東アジアの普遍的な仏教・儒教イデオロギーによる支配理念が形成された。その担い手は儒仏一致を基本とする京都五山系の禅僧であった。この段階では王位継承が不安定で、君臣関係も未成熟であり、「周縁」諸島の支配も緩やかだった。それゆえ、尚泰久は琉球国中山王・大世主という制度的・実体的地位だけでなく、法王・〈皇帝〉・〈天子〉としての理念的地位を標榜し、沖縄島内外の統合を図った。尚泰久代に形成された支配理念は、第二尚氏王朝への移行後も、しばらくは王権のあり方を規定した。尚真代の前半においては、禅僧による王権の称揚が一段と進み、王の「皇帝」（帝王）や「天子」としての理念的地位が明示されるに至った。尚真代の後半には、奄美諸島の大島・喜界島に中央集権支配が及び、その〈周辺〉化が進展した。さらに先島の武力制圧を契機として、宮古諸島は〈辺縁〉から〈周辺〉

への移行が進み、八重山諸島は〈辺縁〉に位置づけられた。尚真の武断的な姿勢は、王権の最盛期を現出させたが、従来の仏教・儒教イデオロギーにもとづく支配理念とは相反するものであり、それに代わって琉球独自の神祇イデオロギーが支配理念の中核を占めることとなった。

尚真代から尚清代にかけて、太陽思想の高揚が図られ、太陽神は開得大君を媒介として王に武力を授ける存在となり、「島討ち」「国討ち」の「おもろ」が創作された。儒学思想における舜帝は、琉球独自の「天」観念と結合して「舜天」となり、王統の始祖と位置づけられた。従来の「天下」「上国」という観念も、儒学的なものから琉球独自のものへと変容を上げた。こうした支配理念の転換を支えたのは、琉球人による官人組織と開得大君を頂点とする神女組織であり、その表現手段として選択されたのが「かな文字」であった。

【キーワード】王権、周縁、仏教、儒教、神祇

はじめに

古琉球史研究では、『中山世鑑』（一六五〇年）、『中山世譜』（蔡鐸本一七〇一年、蔡温重修本一七二四年）、『琉球国由来記』（一七一三年）、『琉球国旧記』（一七三一年）、『球陽』（一七四五年）のような正史・地誌類、あるいは士族層の家譜が多用される傾向がある。いうまでもなく、これらは近世琉球の編纂物であるから、その記述の正確性には留意を要するし、第二尚氏王朝の論理で第一尚氏王朝以前の歴史が叙述されている恐れが大いにある。もちろん古琉球期の文字資料に大きな制約があることは確かであるが、わずかながらも今日に残された文字資料が一次史料として徹底的に検討・分析されてきたかといえれば、そうではなく、まさしく喫緊の課題となっている。

一次史料を類型別にみれば、古文書（辞令書）の悉皆調査⁽¹⁾とそれにもとづく高良倉吉氏による一連の辞令書研究の成果が特筆され、最近では上里隆史氏・屋良健一郎氏による辞令書の古文書学的研究⁽²⁾も行われている。金石文⁽⁴⁾に関しては、第一尚氏王朝期の梵鐘銘から禅宗寺院・禅僧の実態を導きだした高橋康夫氏の研究⁽⁵⁾、石刻碑文から古琉球期の文字表記やジェンダーの問題に迫った村井章介氏の研究が特筆される⁽⁶⁾。

高良倉吉氏は「同時代史料を基礎に置いて抽出されることによる「歴史の相」を設定し、それを要素にした「論理」を駆使することによって正史の記述を相対化し、かつ批判する」という手続きを必要とする⁽⁷⁾と指摘しており、最近、黒嶋敏氏らが提唱する「琉球史料学」は、一次史料のもつ潜在的な可能性をひきだそうとするものである⁽⁸⁾。一次史料の分析という歴史学の基本的な方法論を徹底し、歴史像の骨格を構築したうえで、外国の同時代史料、あるいは『おもろさうし』のうち年代が特定される「おもろ」（嘉靖十年（一五三二）編纂の第一所収の四一首、お

よび近世編纂の第二以降に含まれる生成年代に関する記述をとまなうもの⁽⁹⁾）などによって肉付けしていくべきである。その上で、一次史料ないし同時代史料から導かれた歴史像と近世編纂物が描く歴史像とを突きあわせることが必要である⁽¹⁰⁾と考える。

古琉球史研究の方法論的な問題点を先に述べたわけであるが、少ないながらも現存する一次史料が王権と不可分に生成されたものであるからには、一次史料にもとづく王権論を構築する必要があると考える。もちろん近世の正史類が古琉球期の王権の正像を照射している部分も多いであろうし、そうした二次史料に依拠した先行研究の意義を否定するつもりはないが、本稿では一次史料ないし同時代性の高い史料によって古琉球期王権像にアプローチすることを試みたい。

従来、古琉球期の王権に関する議論は、文学・民俗学の分野で活発であり、その背景には王権の賛歌である『おもろさうし』の存在⁽¹¹⁾がある。もちろん歴史学においても、中央集権・仏教政策⁽¹²⁾などの絡みで王権の問題が扱われてきたが、それが真正面から総体的に論じられることは少なかった。そのなかにあつて、豊見山和行氏は「琉球国」の形成を論じるなかで、「内なる琉球化」と「外からの琉球化」という視点を提起している。すなわち、前者は「天」と結びつく土着の王権観念の形成、後者は明皇帝による琉球国王の冊封が相当し、琉球の王権は冊封によって完成するという見解である⁽¹⁴⁾。後者に関しては詳細な分析が行われている⁽¹⁵⁾が、前者については検討の余地が残されている。

そこで本稿では、日本古代史の王権論に着想を得ながら、「王」の制度的・理念的な位置づけ⁽¹⁶⁾、琉球王権の「支配理念」としての宗教的イデオロギー（仏教・儒教・神祇⁽¹⁷⁾）、「周縁」（周辺と辺縁⁽¹⁸⁾）としての奄美・先島諸島の位置づけ、といった諸問題を同一の俎上において考察する。そのための格好の素材となるのが梵鐘銘や石刻碑文であるが、その内容は王権の主観的な意思が強く反映されたものであり、すべてが事実を伝え

ているわけではない。しかし、むしろそうであればこそ、それを丹念に読み解くことで、王権の支配理念とその背景にある現実的な政治課題が浮かび上がってこよう。

そこで手がかりとなるのが、第一尚氏王朝の第六代の王である尚泰久（在位一四五三―一六〇）の治世に集中的に鑄造・掛着された梵鐘の銘文である。いわゆる「万国津梁鐘」として知られる旧首里城正殿鐘一口を除けば、現存または拓本が確認される二二口は画一的な銘文をもつ。小島環禮氏は、単純な仏教政策にとどまらない「梵鐘政策とでもいふべき、政治的統一の力」が作用したものと評しており、⁽¹⁹⁾「君臣道合、蛮夷不侵」という特徴的な文言に関しては、名幸芳章氏・島尻勝太郎氏が王族の抗争という不安定な情勢の反映であると指摘する。⁽²⁰⁾「君臣道合」に関して、高橋公明氏は「王の側からの臣下に対する攻勢」の表れとみて、尚泰久代になって王が寨官（按司）に対する超越性を主張するようになったと指摘する。⁽²¹⁾一方、「蛮夷不侵」⁽²²⁾に関して、豊見山和行氏は、ここから琉球の華夷意識を読みとっている。いずれも重要な指摘である。

このように、梵鐘銘は尚泰久の王権、なかんずく王の権力とそれを支える宗教的イデオロギーを分析するための恰好の素材となるものであり、かつ琉球国と「蛮夷」（辺縁ないし異域）との関係を探る手がかりともなりうる。⁽²³⁾それゆえ本稿では、尚泰久の治世を起点として、古琉球期（第一尚氏―第二尚氏王朝）の王権の論理を析出していききたい。

① 尚泰久代における梵鐘鑄造の意義

尚泰久が鑄造・掛着した梵鐘のうち、現存または拓本等が確認されるのは計二三口にのぼる。⁽²⁴⁾琉球史を眺めてみて、これほどまでに梵鐘が鑄造・掛着された時代はなく、尚泰久の治世の大きな特徴である。本章では、その銘文を分析することで、琉球国の王の制度的・理念的地位、お

よび王権の支配理念を導き出したい。

1 尚泰久代における梵鐘鑄造と琉球相国寺

一四五八年に首里城の正殿に梵鐘一口（万国津梁鐘）が掛着されたほか、一四五六―五九年には首里・那覇の仏教寺院・道教廟（天妃宮・天尊殿）や魏古城に少なくとも二二口の梵鐘が掛着された（現存は七口）。これらの梵鐘に刻まれる銘文の素案を作成したのは、琉球相国寺の第二世住持の溪隱安潜である。高橋康夫氏は、溪隱安潜を芥隱承琥と同一人物とみる説を否定する小島環禮氏の見解を支持したうえで、尚泰久が創建した大寺である天界寺の鐘銘に安潜が「開基」としてみえること、天界寺創建前は相国寺が尚家の菩提寺であったこと、安潜は京都五山僧ではなく五山で修行した琉球人であることなどを指摘する。⁽²⁵⁾

安潜が琉球人であるか否か、相国寺が菩提寺であるか否かは措くとして、相国寺の他寺に対する優位性は明瞭に読みとれる。とりわけ万寿禅寺鐘・龍翔寺鐘の場合、両寺の住持と溪隱安潜が連名で銘文を作成しており、相国寺と両寺との統属関係を窺わせる。

中世後期の日本では、室町幕府が禅宗に体制的な保護を加え、五山十刹の官寺制度が確立したわけであるが、それを統括する僧録司は相国寺鹿苑院主であった。琉球禅宗の興隆の背景に日本の五山系禅僧との交流があったこと、⁽²⁶⁾尚巴志代に既に「十刹」という語彙が使用されていることからすれば、琉球王権が室町幕府の官寺制度（五山十刹）を模倣した可能性が高い。一四五二年頃の状況を描いた「琉球国図」（沖縄県立博物館・美術館蔵）⁽²⁸⁾には「国聖寺 僧録」とあり、官寺を統括する「僧録」が存在したことがわかる。「国聖寺」は金石文はおろか正史類にも確認されないことから、相国寺を誤解して記載したものともみられる。⁽²⁹⁾したがって、相国寺の住持が僧録を兼務するという体制がとられており、溪隱安潜は僧録としての立場で梵鐘の画一的な銘文を作成することで、

王権の支配理念の形成に寄与していたと考えられるのである。

2 旧首里城正殿鐘銘の検討

それでは、尚泰久代の梵鐘として最も著名な旧首里城正殿鐘の銘文を検討しよう。

^[A]琉球国者、南海勝地、而鍾三韓之秀、以大明為輔車、以日域為唇齒、在此二中間湧出之蓬萊嶋也。以舟楫為万国之津梁、異産至宝充滿十方利、地靈人物、遠扇和夏之仁風。故吾^[B]

王大世主^[1]〈庚寅〉慶生〈尚泰久〉、茲承^[2]宝位於高天、育蒼生於厚地。為興隆三宝報酬四恩、新鑄巨鐘、以就本州中山国王殿前掛着之。定^[3]憲章于三代之後、戡文武于百王之前。下濟三界群生、上祝万歳宝位。辱命、相国住持溪隱叟、求銘。々曰、

須弥南畔 世界洪宏

吾王出現 濟苦衆生

截流三象 吼月華鯨

泛溢四海 震梵音声

覺長夜夢 輪感天誠

堯風永扇 舜日益明

〈戊寅〉六月十九日〈辛亥〉

大工藤原国善

住相国溪隱叟誌之

※へは割書であることを示す。

〔B〕書き下し文

故に吾が王大世主庚寅に慶生せる尚泰久、茲に宝位を高天に承け、蒼生を厚地に育む。三宝を興隆して四恩に報酬せんが為、巨鐘を新鑄し、以て本州中山国王殿の前に就き之を掛着す。憲章を三代の後に定め、文武を百王の前に戡む。下は三界の群生を濟い、上は

万歳の宝位を祝す。命を辱けなくし、相国住持溪隱叟、銘を求めらる。々に曰く、「須弥の南畔は世界洪宏なれども、吾が王出現して苦しめる衆生を濟う。三象を截流して月に吼ゆる華鯨は、四海に泛溢して梵音声を震わす。長夜の夢を覺まして感天の誠を輸さば、堯の風は永く扇ぎ、舜の日は益ます明るからん」と。

この銘文の前半部分〔A〕は「万国津梁」という通称の由来となっており、東アジアと東南アジアをむすぶ中継貿易で繁栄する「海洋国家琉球」を象徴するものとして、近年ではこれに触れない概説書は皆無とあってよいほどである。その一方で、後半部分〔B〕に着目した研究はほとんど存在しないわけであるが、琉球の王権を考えるうえで重要な記述に満ちており、「吾王」である尚泰久が帯びるさまざまな属性が明示または暗示されている。これを個別にみていこう。

傍線部①の「大世主」は、琉球弧の社会における支配者の表象としての「世主」に由来するもので、尚泰久が「大世主」と称したのは、各地に割拠する「世主」(按司層)を統べる存在であることを宣言するためであると考えられる。

傍線部②に「宝位を高天に承く」とあり、「銘」には「四海」という表現がみえる。これは儒学の天命思想の影響を受けたもので、尚泰久は「高天」から「宝位」(地上の支配者としての地位)を認められた存在、すなわち〈天子〉として、「四海」(天下)に君臨するという理念的な地位を表現したものである。傍線部③には「感天の誠を輸す」とあり、天を感動させるほどに誠を尽くすという〈天子〉としての姿勢が宣言されている。なお、暗示的に表現される王の属性については、〈天子〉などのように表記し、史料に明示される「天子」などと区別することを断っておく。

傍線部④には「本州中山国王殿」とある。「本州」は琉球国の意であるが、「中山国王殿」の「国」との重複を避けるため、「国」の上位概

念として「州」を使用したのであろう。したがって、「本州中山国王殿」は、「琉球国中山王」の「王殿」という意味となる。ただし、明皇帝から冊封された「琉球国中山王」としての制度的地位を表現したものが否かは一考を要する。冒頭で明と琉球を「輔車」(頰骨と下顎骨)に喩えて対等な関係として表現し、かつ明年号を避けて干支年号を使用しており、両者の名分上の君臣関係を読み取れないからである。後代の事例ではあるが、「浦添城の前の碑」(一五九五年)に「りうきうこくちうさんわう(高寧)しやうねいハ、そんとんよりこのかた二十四代のわうの御くらゐをつきめしよわちへ」とあり、受封(一六〇六年)以前の尚寧が「王」の位を継承して「琉球国中山王」を称している。つまり、「琉球国中山王」という称号は、本質的には琉球独自の「王」観念に根ざしたものであり、その地位を強化するために明皇帝の冊封を必要としたのである。もちろん、正殿鐘の掛着は尚泰久の受封後のことであるから、「本州中山国王殿」という表現には、明皇帝から冊封された「琉球国中山王」であることも含意されているといえよう。

傍線部⑤には「須弥の南畔は世界洪宏なれども、吾が王出現し、苦しめる衆生を済う」との表現がみえる。これは仏教的世界観を述べたもので、「須弥の南畔」とは、須弥山を中心とする世界にあって、南方に存在するとされる人間世界(瞻部洲・閻浮提)を意味する。その人間世界で「苦しめる衆生」を救済するため、尚泰久は「出現」したというのである。したがって、この文脈における「吾が王」とは、仏教を護持する王、すなわち〈法王〉を意味することになる。

傍線部⑦には「堯の風は永く扇ぎ、舜の日は益ます明るからん」との表現がみえる。これは尚泰久を古代中国の聖王とされる堯帝・舜帝の理念の継承者として賛美したものである。また、傍線部④に「憲章を三代の後に定め」とあることも注目される。この「三代」とは古代中国の聖世とされる「唐虞三代」に由来するもので、堯帝(陶唐氏)・舜帝(有

虞氏)の後継者である夏・殷・周の三王朝を指している⁽³²⁾。つまり、尚泰久を「唐虞三代」の系譜をひく聖王であると賛美しているわけである。こうした儒学的なレトリックは禪僧が多用したものではあるが、尚泰久を〈皇帝〉〈天子〉に擬して賛美しようとする意図が読みとれる。

このように、銘文の後半部分〔B〕において、尚泰久は琉球国中山王・大世主としての制度的・実体的地位はもろんのこと、〈天子〉〈皇帝〉〈法王〉としての理念的地位を兼ね備えた存在であると賛美されているのである。

3 梵鐘群の銘文にみえる五つの属性

旧首里城正殿鐘銘にみえる尚泰久の五つの属性は、その他の二二口の画一性の高い梵鐘銘にはどのように現れるのであろうか。典型例とされる普門寺鐘銘(一四五六年、沖縄県立博物館・美術館蔵)の全文を掲げよう⁽³³⁾。

① 琉球国

王大世主庚寅慶生、茲現法王

身、量大慈願海、而新鑄洪

鐘、以寄捨本州普門禪寺、

上祝万歳之

宝位、下濟三界之群生、辱

命、相国安潜為其銘、

銘曰、

華鐘鑄就、掛着珠林、

撞破昏夢、正誠

天心、君臣道合、蛮夷不侵、

彰鳧氏德、起追蠡吟、

万古

皇沢、流妙法音、

景泰七年歲次（丙子）九月廿三日

開山承統証之

大工国吉

奉行智賢

与那福

中西

傍線部①・②に「琉球国王」「大世主」とあるが、「王」の字のみ一字擡頭（単擡）されて敬意が払われている。旧首里城正殿鐘銘において、「吾／王大世主」というように、「王」の字が平出（改行）されていることと対称をなすものである。つまり、「琉球国王」は「吾が王」に対応するものであるから、「琉球国の王」と訓ずべきものである。琉球独自の「王」観念を表現したもので、旧首里城正殿鐘銘の「本州中山国王」（琉球国中山王）と同義といえる。ただし、年紀に明年号を使用していることから、明皇帝から冊封された「琉球国中山王」であることも含意されているといえよう。

傍線部③に「法王の身を現す」とあるのは、旧首里城正殿鐘銘に「須弥の南畔は、世界洪宏なれども、吾が王出現し」とあるのに対応しており、ここでは「法王」としての理念的地位が明示されている。

傍線部④には「万歳の宝位」とあるが、「宝位」の文言は「王」の字と同じく一字擡頭されており、王の地位を「宝位」と称したことは明らかである。ただし、旧首里城正殿鐘銘の「宝位を高天に承く」と対応するものであるから、「宝位」とは〈天子位〉を意味するものといえる。傍線部⑤に「正に天心を誠にす」とあるのも、正殿鐘銘の「感天の誠を輸す」と対応しており、〈天子〉として「天心」に忠実に従う姿勢を示したものである。

傍線部⑦には「万古の皇沢」とある。「皇沢」の文言も「王」の字と

同じく一字擡頭されており、王の恩沢を「皇沢」と称したことは明らかである。これは「万歳の宝位」と対句をなすものであり、「皇沢」という文言からは、やはり王を〈皇帝〉に擬そうとする意図が読みとれる。

4 梵鐘銘からみた尚泰久代の統治理念

旧首里城正殿鐘および二二口の梵鐘の銘文は、尚泰久が琉球国中山王・「大世主」・〈天子〉・〈皇帝〉・法王としての属性を兼ね備えた存在であると賛美するものであることが判明したわけであるが、このうち琉球国中山王という称号は、本質的には三山のうちの中山の王統の継承者であることを表象したものであるから、〈周縁〉諸島はおろか、沖繩島内に割拠する世主（按司）との差別化を図るものではない。また、明皇帝の冊封は、かつては山北王・山南王に対しても行われていたのであるから、中山王の称号は、琉球国全体の支配権を正当化するものでもない。

したがって、琉球国中山王が沖繩島と〈周縁〉諸島にひろく支配を及ぼすにあたっては、「大世主」という称号が必要なのであり、それによって琉球孤の社会に割拠する「世主」に優越する存在であることを宣言したのである。こうした「大世主」としての姿を、儒学観念にもとづき暗喩したのが〈皇帝〉と〈天子〉である。両者は同義的ではあるが、〈皇帝〉が沖繩島における絶対権力であることを意味するのに対し、〈天子〉はその空間を超越する普遍的な存在であることを意味するものといえよう。このように腑分けしてみるならば、二二口の梵鐘の銘文に「君臣道合」「蛮夷不侵」という文言が一樣に記されることに注目する必要がある。

「君臣道合」は、「君」（君主）と「臣」（臣下）が一致結束することを祈願する文言である。沖繩島と〈周辺〉諸島に割拠する世主（按司）たちを「臣」として扱い、みずからは「君」たらんとする、尚泰久の意思が反映されたものと考えられる。そして、「大世主」が複数の世主たちに君臨する姿を、中国の皇帝に擬したのが〈皇帝〉であるといえよう。

「蛮夷不侵」は、沖縄島ないしは〈周辺〉諸島までを含めた領域を〈中華〉として措定し、〈辺縁〉諸島と〈異域〉を「蛮夷」と位置づけたうえで、「蛮夷」が〈中華〉を侵すことがないよう祈願する文言であるといえる。琉球国中山王が「蛮夷」に対する〈中華〉を自認しようとするならば、必然的に沖縄島ないしは〈周辺〉諸島という限定された空間を超越する普遍的な存在でなければならなくなる。それゆえ、「四海」(天下)を治める〈天子〉であるという、冊封の論理とは相反する琉球独自の論理が登場し、華夷の入れ子構造が生じたのである。

ところで、もう一つの属性である「法王」は、仏教の護持者としての表象であるが、「法王」であることを明示または暗示する銘文を刻んだ梵鐘を首里城正殿・仏教寺院・道教廟などの主要施設に掛着したのは、王権が仏教に対して鎮護国家の役割を期待したためであると考えられる。

これらの王権の要請に応えたのが相国寺住持の溪隱安潜であるが、彼が京都五山で修行した琉球僧であるとされる点は重要である。⁽³⁴⁾ 中世日本の禅宗は宋代以降の儒仏一致を基本としており、鎮護国家を標榜する既存の顕密仏教勢力への対抗策として、仏教思想における「治心」だけでなく、儒学思想における「治国」の論理を為政者に対して積極的に説いていた。⁽³⁵⁾ 室町期の官寺制度が確立した状況のもとでは、そうした「興禪の方便」としての儒学の必要性は薄れたものの、禅僧たちは実学としての儒学を学習していたという。⁽³⁶⁾ 溪隱安潜の儒学知識の深浅や文才の優劣は措くとして、彼が儒仏一致の禅宗界で培われた儒学知識にもとづき、琉球国中山王を〈皇帝〉〈天子〉に擬したとみることはできよう。古琉球期の禅宗が鎮護国家に傾倒していたことは、仏教的側面(治心)だけでなく、儒学的側面(治国)からもとらえる必要がある。⁽³⁷⁾

このように、尚泰久は梵鐘の一斉鑄造という営みをとおして、琉球国中山王・大世主という制度的・実体的な地位と法王・〈天子〉・〈皇帝〉

という理念的地位を統合し、その支配理念を銘文に表現したのである。そうであるならば、旧首里城正殿鐘は「万国津梁鐘」としての側面だけでなく、首里城正殿の正面部(殿前)という王権の象徴的なエリアに掛着された梵鐘であるという、第一義的な意義が追究されなければならぬ。また、一四五六―五九年というごく短い期間に梵鐘が一斉に鑄造され、仏教寺院をはじめとする諸施設に掛着されたこと政治史的な意義も追究する必要がある。

② 尚泰久代における王の位相

尚泰久は琉球国中山王・大世主としての制度的・実体的地位、および〈天子〉・〈皇帝〉・法王という理念的地位を兼ね備える存在であったわけであるが、それらの属性を政治史的な文脈のなかで個別に検討していきたい。

1 琉球国中山王・大世主としての尚泰久

尚泰久は先王(兄)の尚金福と兄の志魯、および甥の布里の相次ぐ死去にともない王位を継承したとされる。その根拠となる同時代史料である『明実録』景泰五年(一四五四)二月己亥(十八日)条をあらためて確認しておく。

琉球国掌国事王弟尚泰久、遣使来朝貢。因奏、長兄国王金福薨。次兄布里与侄志魯争立、焚烧府庫、兩傷俱絶。将原賜渡金銀印鎔壞無存、今本国臣庶、推臣權国事。乞賜鑄換、用鎮邦民。命所司給之、賜使臣宴并鈔幣等物。

〔書き下し文〕

琉球国掌国事王弟尚泰久、使いを遣わし来たりて朝貢す。因て奏するに、「長兄国王金福薨す。次兄布里と侄志魯と争い立ち、府庫を

焚焼し、両に傷つきて俱に絶ゆ。原賜りたる鍍金銀印の鎔壞して存すること無きを將て、今本国の臣庶、臣を権国事に推す。乞うらくは鑄換するを賜い、用て邦民を鎮めんことを」と。所司に命じて之を給せしめ、使臣に宴並びに鈔幣等の物を賜う。

先王の尚金福は「長兄」、布里は「次兄」、志魯は「侄」(甥)とある。尚金福の没後、王位をめぐる布里と志魯が軍事衝突したことで、「府庫」が炎上し、「鍍金銀印」(琉球国中山王印)が滅失したあげく、布里も志魯も傷死してしまったため、尚泰久が群臣・庶人から「権国事」(仮の国務執行者)に推戴されたのである。そこで、尚泰久は明に遣使し、あらためて鍍金銀印を鑄造・賜給されたいと請うたため、明の代宗(景泰帝)はこれに応じて印を賜給したのである。

この奏文の内容をどこまで真実とみなすかは慎重を要するが、尚泰久が何事もなかったかのように「世子」と称して報喪したわけではなく、わざわざ「王弟」「権国事」としての立場で王権の分裂・抗争を告白して報喪するという、明側に疑念を抱かれかねない手段をとっていることが注目される。鍍金銀印が手元になく、「世子」として請封の表文を捧げることができないために採った弥縫策といえるが、印の滅失理由についても、単なる火災ではなく、戦火によるものとしている。したがって、王権の分裂・抗争は、隠蔽しようがないほどの公然の事実であったと考えられる。

尚泰久の表文には群臣・庶人から「権国事」に推戴されたとあるが、それを引用した『明実録』の地の文には「掌国事」とある。群臣・庶人による推戴は、琉球社会において、王から下級役人に至るまで集団による推挙が重視されていたことの表れであり、明側も君臣の一致を琉球国中山王の冊封の要件としていた。群臣・庶人からの推戴を主張することで、明側は「権国事」の尚泰久を実体のある国務執行者、すなわち「掌国事」と認定し、鍍金銀印を賜給したのである。尚泰久は群臣・庶

人に推戴された時点で王位を継承して琉球国中山王となっていたと考えられるが、対明外交の局面においては、受封までは「掌国事」としての立場をとったのである。

このとき代宗が尚泰久に発した景泰五年(一四五四)三月二十七日付の勅諭(原本)が最近紹介された。これによると、「王弟」尚泰久が「王舅」応志古らを明に遣わして「表文」と「馬」「方物」を捧げてきたのに対し、代宗はこれを「忠誠」として賞し、応志古らに「錦幣」を「特賜」している。この勅諭の存在によって、前掲の『明実録』景泰五年二月己亥(十八日)条は、北京で朝貢儀礼が挙行された時点を示す記事であることがわかる。琉球―福建―北京間の行程に半年以上は要することを勘案すれば、尚泰久が琉球国中山王(明向けには権国事)に推戴されたのは、一四五三年の夏―秋頃のこととみられる。清代の進貢船の出航事例が冬季(十一月―十二月)に集中することに鑑みると、尚泰久は同年夏―秋頃に即位してまもなく、報喪使節を派遣したものと推測される。

さて、尚泰久が称した「王弟」という地位にも注目される。単純に王の弟という意味ではない可能性もないわけではないが、『海東諸国紀』琉球国紀では、尚徳(七代、尚泰久の子)の後継の王である「中和」には、「王弟」の「於思」と「次弟」の「截溪」がいるとある。このことは、「王弟」が王位継承予定者であることを意味し、「次弟」とは区別されていたことを示唆する。つまり、尚泰久が「王弟」と称したのは、前王尚金福が自らを王位継承予定者として定めていたと主張するためであろう。

朝鮮の『端宗実録』元年(一四五三)五月丁卯条に「琉球国王弟」が「岐浦島」(喜界島)に親征したとの記事がみえる。この段階での「王弟」が布里である可能性もあるが、袋中著『琉球神道記』(一六〇八年)に「国王第五代尚泰久ノ時、諸嶋を平グ、後二兵ヲ遣シテ鬼界嶋ヲ討ニ」とあることに注目したい。十七世紀半ば以降の正史類が尚徳代の暴

政として喜界島親征を糾弾するのに対し、古琉球末期には尚泰久代に喜界島を征討したとする伝承が存在したのである。後述するように、尚泰久・尚徳二代においては軍事行動を抑制する方向に移行しているため、この伝承は尚金福代に「王弟」尚泰久が喜界島に遠征したことを示唆するものである。「王弟」が王権の軍事を分掌し、王権内部で一定の影響力を保っていたのであり、尚金福薨去後の争乱は、「王弟」をはじめとする王族たちが軍事権を分掌しえたことの帰結とみることもできよう。

ともあれ、争乱を経て王位を継承した尚泰久としては、王権の安定化、なかんずく自らの正統性の担保が至上命題となる。尚泰久は群臣・庶人に推戴された時点で琉球国中山王・大世主の位を継承したが、それを外在的な論理によって保証されるためには、早急に明皇帝から冊封される必要があったのである。

2 冊封された「琉球国中山王」としての尚泰久

明から冊封使が来琉し、尚泰久が「琉球国中山王」に冊封されたのは、王位継承から三年後の一四五六年（景泰七）のことである。⁽⁴⁶⁾ 報喪と賜印（一四五四年）、請封と冊封決定（一四五五年）という段階を踏むことで、尚泰久は「権国事」から「掌国事」に認定され、さらに琉球国中山王に冊封されたのである。

尚泰久の治世に鑄造された梵鐘のうち最古の銘文をもつのは、景泰七年九月二十三日付の五口であるが、いずれにも「琉球国／王大世主（尚泰久）」とある。先述のように、「琉球国王」とは、本質的には「琉球国の王」（琉球国中山王）を意味するが、明皇帝の冊封をも含意するとすれば、尚泰久は景泰七年九月二十三日以前に受封したものと考えられる。冊封使は前年四月に発遣されているので、⁽⁴⁹⁾ 来琉までに一年半程度を要したことになる。⁽⁵⁰⁾ ともあれ、尚泰久が琉球国中山王として梵鐘の鑄造に初めて着手し、これを相国寺をはじめとする五か所に掛着したことに

は、受封を記念する意味合いが込められていたと考えられる。

受封後、尚泰久が明に謝恩使を派遣したことは、『英宗実録』景泰八年（一四五七）二月庚子（十七日）条にみえる。この記事が福州到着後まもなくの時点を示す記事であるとすれば、⁽⁵¹⁾ 「景泰八年朔旦」（元旦）という象徴的な日付での「天妃宮」への梵鐘の掛着は、謝恩使の往路の航海安全を祈願するためであったと考えられる。⁽⁵²⁾

尚泰久が謝恩使を派遣した時期は、ちょうど明側で政変が発生していた時期と重なる。すなわち、景泰八年正月に代宗が失脚し、英宗が重祚して年号を「景泰」から「天順」に改めたのである。こうした動向がどのようなタイミングで琉球に伝わっていたのかを知らせてくれるのが、やはり梵鐘銘である。同年六月十四日付の龍翔寺鐘銘までは「景泰」年号を使用しているが、六月十九日付の潮音寺鐘銘からは「天順」年号に変更されている。このわずか五日間に天順改元の情報が琉球に伝えられたのである。

このとき謝恩使は北京への途上であったと考えられるので、福州に残留する使節の一部が琉球に帰国し、天順改元の情報も伝えたものと推測される。⁽⁵³⁾ そうであるならば、五月一日付での「上天妃宮」への梵鐘の掛着は、使行の最中である謝恩使の復路の航海安全を祈願する意味合いを帯びていたことになろう。

尚泰久代において、首里城正殿以外に掛着された梵鐘二三口のうち、実に一九口が一四五六年（景泰七）から翌一四五七年（景泰八・天順元）にかけての二年間に集中的に鑄造・掛着されており、しかも冊封使の来琉と謝恩使の渡明という重要なイベントと密接に連動していたのである。尚泰久の琉球国中山王としての制度的・実体的地位が確立しつつある現状を踏まえ、溪隱安潜は仏教思想にもとづく「法王」、ならびに儒学思想にもとづく（皇帝）（天子）としての理念的地位を加味した梵鐘銘を作成し、王権の称揚を図るとともに、王に対して理想とすべき姿

を説いたのである。

3 法王としての尚泰久

一四五六年（景泰七）以降に鑄造・掛着された二二口の梵鐘には、ひとしく「君臣道合」「蛮夷不侵」の祈願文が刻まれている。裏を返せば、沖縄島内では「君」と「臣」が一致結束せず、〈辺縁〉諸島と〈異域〉の「蛮夷」の脅威にさらされるといふ、まさに内憂外患の現実に直面していたといえる。尚泰久は内乱と対外戦争を終息させて、平和の確立を希求するにあたり、「法王」としての理念的地位にもとづき、仏教（禪宗）を興隆し、鎮護国家を実現するという発想を抱くにいたったと考えられる。

次代の尚徳代の事例ではあるが、一四六一年（天順五）に琉球に漂着して朝鮮に送還された肖得誠らの陳述によると、首里城では五日おきに「朝会」が挙行されており、「朝官」は「入庭」すると「合掌三拜」していたという。⁽⁵⁵⁾ 中国・朝鮮では皇帝・国王への拝礼は鞠躬四拜礼で行われているので、⁽⁵⁶⁾ 仏教儀礼に由来する「合掌三拜」礼はこの時期の琉球の特色といえる。おそらくは尚泰久代に王の「法王」としての理念的地位を可視化・実体化するために導入された拝礼方式であったと推測される。肖得誠らを送還した琉球使節の普須古が朝鮮側からの「攻戦」（戦争）に関する質問に対し、「本国俗尚軽死」（本国の俗は尚お死を軽んず）と回答したように、⁽⁵⁸⁾ 好戦的な気風は容易には解消されなかったらしい。それゆえにこそ、王は「法王」としての治心を強調し、「朝官」に「合掌三拜」礼の実践を要求したのである。普須古が持参した尚徳書契に「鎮邦家」（鎮護国家）のため大蔵経を贈与されたいという文言があるのも、⁽⁵⁹⁾ 同じ文脈のなかで理解することができよう。

尚泰久代における仏教興隆は、寺院の建設、五山系禅僧の招聘、梵鐘の鑄造・掛着、大蔵経の施入⁽⁶⁰⁾といった寺院政策だけでなく、朝会儀礼に

まで及んでいたのである。また、首里・那覇という限定的なエリアではあるが、仏教信仰が民衆社会に根ざしたのも尚泰久代であるといふ。⁽⁶¹⁾

4 〈天子〉〈皇帝〉としての尚泰久

尚泰久は〈天子〉〈皇帝〉に擬制されてはいたが、「天子」「皇帝」の称号が明示されることはなかった。ところが、後述するように、王朝交代期以降は「聖天子」や「帝王」という表現が憚ることなく使用されるようになる。この違いは何を意味するのであろうか。

そこで想定されるのは、王権のブレイクとして漢文を駆使することのできる者たちの変化である。『歴代宝案』収録の明・朝鮮・東南アジア諸国に対する漢文体の外交文書が、在琉華人によって作成されていたことはよく知られているが、金石文の文案作成者も尚泰久代以前においては在琉華人であった。一四二七年（宣徳二）の「安国山樹花木記」は、尚巴志代の「国相」である華人懐機の指導によって、首里城外に龍沢を造成して樹花木を植えたことを記念したもので、全体としては明皇帝の「上徳」を賛美する内容である。皇帝の恩徳によって外地の草木までもが繁茂するという華夷の論理にもとづくものである。明は琉球王府を自国の「王相府」に準じるものとみなし、皇帝が「王相」「長史」を直接任命していた。⁽⁶²⁾ 「王相」「長史」は琉球国王の臣下ではなく、客分的な存在なのである。彼らが王権の枢要に参与しつづけるかぎり、琉球国中山王を天子・皇帝に擬制するという発想が生まれることはない。

しかし、十五世紀半ばになると、王権に参与する在琉華人が減少する一方、⁽⁶³⁾ 『海東諸国紀』琉球国紀（一四七一年）には、「三発司」（三司官）の存在が記録され、「当国大臣」としてあらゆる政務を統べること、および「本国人」（琉球人）でなければ任命されることが説明されている。もちろん「長史」と「正議大夫」が「用事者」として「中朝人來居者」から登用されることも記録されているし、漢文体の外交文書が

消滅するわけでもない。「用事者」とは、同書の国俗条では「王命」を「出納」する者との説明があり、王の側近として重用されていたようである。⁽⁶⁴⁾しかし、政務の統括者は在琉華人の「王相」から琉球人の「三発司」へと変化し、⁽⁶⁵⁾「長史」が明皇帝から任命された形跡もない。

このように、十五世紀半ばには、琉球王権を支えてきた在琉華人の影響力が弱まり、琉球人による官人組織が成熟しつつあったとみることができる。そうした王権内部の構造変化が進行するなかで、琉球に渡来する五山系禅僧が増加した。尚泰久は王権のブレーンとして相国寺住持の溪隠安潜を優遇し、安潜も仏教・儒教イデオロギーにもとづき尚泰久を「法王」と〈皇帝〉〈天子〉に擬して称揚しつつ、治心と治国を説き、王権の支配理念の形成に寄与したのである。ただし、尚泰久代において「皇帝」「天子」と明確に表現されていないということは、王権内部における在琉華人の影響力がいまだ強かったこと、逆にいえば、第二尚氏王朝になると在琉華人の影響力がさらに弱まることを示唆する。

儒学思想にもとづく天子・皇帝の論理は、五山系禅僧の渡来を待たずでもなく、明皇帝が発する詔勅などをおして琉球に受容されていた。その詳細な内容を知りうる最古の事例は、先述の「安国山樹花木記」(一四二七年)である。ここでは「聖天子」「大明皇帝」のほか、「天京」「特賜」「上徳」の文言が二字擡頭され、「天京」(北京)の「聖天子」である「大明皇帝」が琉球国王に「特賜」「上徳」を施す存在であることが視覚的に強調されている。王権に参与する在琉華人を媒介として、すでに天子・皇帝の論理が受容されていたわけである。

また、尚泰久の冊封にさいしての代宗詔書の冒頭部分⁽⁶⁶⁾を例にとると、

奉

天承運
皇帝、詔曰、帝王主宰天下、恒一視而同仁。藩屏表率國中、或同

氣以相嗣。朕、恭膺

天命、撫馭^{ぶぎよ}華夷、封建諸侯、無間遠近。況琉球国、遠居海涯、俾
統其民、豈可無主。

〔書き下し文〕

天を奉じて運を承けたる皇帝、詔して曰く、帝王の天下を主宰するに、恒に一視して同仁たり。藩屏は國中を表率し、或いは同氣^も以て相嗣ぐ。朕、恭しく天命を膺^うけたれば、華夷を撫馭^{ぶぎよ}し、諸侯を封建するに、遠近を間^へつること無し。況んや琉球国は、遠く海涯に居し
たれば、其の民を統べしむるに、豈に主無かるべけんや。

とある。すなわち、「帝王」(天子)とは、「天命」をうけて「天下」を「主宰」する存在であり、「遠近」の区別なく「華夷」を「撫馭」し(いつくしみおさめ)、「諸侯」を「封建」する存在であることが表明されている。

こうした詔勅や碑文、あるいは四書五経などの漢籍⁽⁶⁷⁾によって儒学思想(天命思想・華夷思想)が受容され、明との冊封関係における琉球国中山王としての名分が意識づけられていたわけであるが、尚泰久は禅僧溪隠安潜をブレーンとして登用することで、これらの思想を琉球王権の支配理念へと変換したのである。

尚泰久が〈天子〉〈皇帝〉に擬制されたということは、沖縄島に割拠する按司(世主)が「諸侯」、王権の直接支配がおよぶ沖縄島ないし〈周辺〉諸島までが〈中華〉、そして〈辺縁〉諸島と〈異域〉は「蛮夷」に擬せられることになる。したがって、二二口の梵鐘銘にみえる「君臣道合」とは、〈皇帝〉と〈諸侯〉との君臣関係の調和を祈願するものであり、「蛮夷不侵」とは、沖縄島の〈天子〉が〈辺縁〉諸島と〈異域〉の「蛮夷」に侵されることのないよう祈願するものとなるわけである。⁽⁶⁸⁾

③ 尚泰久代における王権の課題

尚泰久代における〈皇帝〉〈天子〉への擬制をみてくると、あたかも

尚泰久の王権が盤石であったかのような錯覚に陥りそうにもなるが、むしろ実態は逆であったといわざるをえない。「君臣道合」と「蛮夷不侵」という祈願文は、按司との君臣関係が未成熟であり、かつ〈辺縁〉諸島と〈異域〉の脅威にさらされているという現実を踏まえたものと考えられるからである。この二つが尚泰久代の王権が抱える重大な課題であり、それを克服するための論理として、「皇帝」・「天子」への擬制が必要であったといえよう。本章では、「皇帝」・「天子」というフィルターをとおして、尚泰久代の王権が直面していた問題に迫りたい。

1 王権の分裂と「君臣」の不和

尚泰久は報喪の表文において、「府庫焚焼」によって「鍍金銀印」が焼失したと報告しているが、実際に首里城で火災が発生したとみることは否定的な見解も呈されている。⁽⁶⁹⁾ たしかに、尚泰久の王位継承が一四五三年の夏・秋頃であり、請封が一四五五年春であることからすると、その間隔は一年余しかなく、首里城正殿の一部や諸施設が被災することはあっても、正殿が全焼してしまうほどの被災は想定しがたい。

首里城の被災の程度は措くとして、尚泰久の王位継承が尚金福没後の王権の分裂・抗争の産物であったとすれば、一四五八年六月に「旧首里城正殿鐘」が首里城正殿の殿前（正殿の正面部）に掛着されたという意義があらためて問われることになる。つまり、尚泰久によって王権が回復されたことを誇示するために、「旧首里城正殿鐘」が鑄造・掛着されたと考えられるのである。⁽⁷⁰⁾ 「万国津梁鐘」の通称が浸透し、その銘文の前半部分ばかりが目立ってきたこの梵鐘が「正殿鐘」（殿前鐘）であることの意義について、いちおうの説明が可能となる。

さて、「正殿鐘」の銘文後半部には、先述のように、尚泰久の五つの属性―琉球国中山王・大世主・〈皇帝〉・〈天子〉・〈法王〉―が記されているが、「憲章を三代の後に定め、文武を百王の前に^{あつ}戦む」との文言も

重要である。「三代」とは、先述のとおり、古代中国の聖世である「唐虞三代」（堯帝・舜帝と夏・殷・周）に由来するものであるが、その後継者である尚泰久が「憲章」を制定し、かつ「百王」（末裔⁽⁷¹⁾）に至るまでの文武の基礎を築いたと高らかに宣言するものである。「憲章」というのは、具体的な条目をともなうものであるとは考えにくく、仏教・儒教イデオロギーを基礎として王位継承の安定化を図り、かつ「君臣道合」「蛮夷不侵」を希求するという王権の支配理念を包括的に指すもので、これを後世への規範として遺そうとしたものと考えられる。

『英宗実録』天順三年（一四五九）三月甲申（二日）条によると、尚泰久は明の英宗に表文を捧げ、

本国王府失火、延焼倉庫銅錢・貨物。欲將附搭蘇木等貨、照永樂・宣徳間例、給賜銅錢。

〔書き下し文〕

本国王府失火し、倉庫の銅錢・貨物に延焼す。附搭せる蘇木等の貨物を將て、永樂・宣徳間の例に照らし、銅錢を給賜せられんことを欲す。と要請している。この記事は、一四五九年三月の時点で、琉球の進貢使節が明の福州に到着していたことを示すものと考えられる。それゆえ、「失火」の時期は進貢船の那覇出航以前、さらにいえば尚泰久の表文作成以前の出来事となる。前年の一四五八年に発生した事件とみるのが自然であり、琉球の正史類にみえる「阿麻和利・護佐丸の乱」に関係する火災である可能性がある。

一四五三年の首里城火災では正殿の一部が被災した可能性があるのに対し、今回の火災は「銅錢」「貨物」を保管する「倉庫」の火災であるというので、被災エリアはより限定的であったと考えられる。⁽⁷²⁾ ただし、わざわざ王権の動揺を明に対して報告するのは得策ではないため、「失火」として報告したのであろう。朝鮮の梁成の陳述によれば、一四五六年以降の首里城は「内城」「中城」「外城」からなるものであり、「内城」

は「三層閣」（正殿）が屹立する空間、「中城」は「侍衛軍」が常駐する空間、「外城」は「倉庫」と「厩」が存在する空間であったという。また、「外城」に関しては、肖得誠も「倉庫」と「内厩」が存在すると証言している⁽⁷³⁾。「琉球国図」でも北西の廓に「大倉」の注記がある。「銅銭」「貨物」を保管する「倉庫」が首里城の中核（内城）エリアに存在したとは考えがたいので、周縁（外城）エリアに存在したのである。

小規模な被災であったとしても、首里城正殿鐘の掛着によって王権の回復を宣言したのちに再び戦乱が発生したのであるとすれば、王権にとつては大きな痛手であったことになる。一四五九年三月、尚泰久が現存のかぎりで最後となる梵鐘を一品権現と東光寺に掛着しているのは、まさしく「君臣道合」を祈願するという切実な現実に対応したものであったといえよう。それゆえ、一四五八年の火災は、王と按司との確執・争乱によって発生したものと考えておきたい。

2 「蛮夷」との不和

梵鐘銘にみえる「蛮夷」という表現は、沖縄島ないしは（周辺）諸島までを（中華）と位置づけ、（辺縁）ないしは（異域）を「蛮夷」とみなす、琉球独自の華夷意識が形成されつつあったことを示すものである。「蕃夷」（番夷）ではなく、「蛮夷」と表現していることからみて、古代日本の「蕃夷」⁽⁷⁴⁾観念や明代の『大明会典』にみられる「番夷」観念を援用したものではなく、中国の伝統的な四夷観念（東夷・南蛮・西戎・北狄）にもとづくものであろう。沖縄島を中心とする方位に照らすならば、「蛮」（南蛮）は先島諸島、「夷」（東夷）は奄美大島・喜界島以東（以北）に相当すると考えられる。したがって、「蛮夷不侵」という祈願文は、そうした（辺縁）諸島ないしは（異域）との緊張関係の裏返しとみるべきである。

この時期の琉球の版図を確認しておこう。先島諸島に関しては、

一四六一年に宮古島に漂着した朝鮮の肖得誠がその漂着先を「琉球国彌阿槐島^{アケイ}」と証言していることからすれば、宮古島は既に琉球国に包摂されており、それゆえに宮古島から沖縄島への漂流人移送が実現したのであろう。

一方、南西諸島においては、十四世紀半ば（南北朝期）以降、島津氏が「拾貳嶋、此外五嶋」、もしくは「十八嶋」を所領としていた⁽⁷⁵⁾。「拾貳嶋」は「口五島」の竹島・硫黄島・黒島・口之永良部島・屋久島、および「奥七島」（吐噶喇列島）の口之島・中之島・臥蛇島・平島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島を包括したものであり、「五嶋」（奄美諸島）は喜界島・大島・徳之島・沖永良部島・与論島を指している⁽⁷⁶⁾。十三〜十四世紀の沖縄島では国家形成がまだ本格化していないため、奄美諸島にまで支配を拡大できる段階ではなく、日本側の緩やかな支配が与論島にまで及んでいたのである。

ところが、十五世紀前半の琉球に統一権力が誕生すると、次第にその版図は北方へ拡大していった。一四五〇年、博多商人道安が琉球に漂着した朝鮮人朴万年らを送還したさい、琉球と「薩摩」が臥蛇島を折半して領有していること、「琉球国王弟」（尚泰久カ）が「岐浦島^{キカ}」（喜界島）に遠征したこと、琉球と「薩摩」は近年「和睦」していないため、「薩摩」が博多商人の琉球渡航を妨害していることを陳述している⁽⁷⁸⁾。こうした状況下で琉球―朝鮮間を往来する労苦をアピールするため、道安は一四五三年に「琉球国図」を朝鮮に献上したわけである⁽⁷⁹⁾。

その内容年代は概ね一四五二年頃とされるが、「琉球国図」の諸本によって琉球と日本との境界には段階差が認められる。臥蛇島に関しては、現存する「琉球国図」が「半属日本、半属琉球」、「海東諸国紀」所載本が「分属日本・琉球」としており、両者の記述は一致する。その一方で、「琉球国図」についてのみ、奄美大島の西方「二十五里」の地点にある「思柯末」島を「日本・唐土之境」とする情報が付加されている⁽⁸⁰⁾。「思柯

未」が吐噶喇列島の最南端にある横当島に相当するとすれば、臥蛇島を境界とする時期と横当島を境界とする時期との先後関係が問題となる。

十五世紀前半には吐噶喇列島（七島）のうち臥蛇島・平島が種子島氏の所領、中之島が入来院氏の所領となっていた。⁽⁸²⁾ それゆえ、一四五〇年頃の琉球は、薩摩・大隅国人の所領である島々に勢力を拡張しつつあり、その背後にある島津氏との対立をも抱えていたと考えられる。道安が証言した琉球と「薩摩」との不和、および臥蛇島の分割領有は、こうした緊張状態を示すものである。しかし、一四五三年四月に朝鮮に届けられた朝鮮国王宛て琉球国王咨文において「日本国薩摩州七島嶼」と記されているので、一四五二年頃の琉球は吐噶喇列島を「薩摩」領と認識していたことがわかる。したがって、臥蛇島の分割領有は一四五〇年頃に生じた一時的な現象にすぎず、琉球と日本の境界は横当島付近にまで南下したものと考えられる。つまり、琉球の版図の北限は、基本的に奄美大島であったことになる。⁽⁸⁴⁾ 現存する「琉球国図」は、一四五〇～一五二二年頃の情報と一四五二年頃以降の情報がレイヤーをなして成立したものであるといえよう。

このように、古琉球の版図は、基本的に奄美大島が北限であったわけであるが、「琉球国図」は大島・喜界島に「琉球内」との注記を付している。一方、琉球に漂着した朝鮮の船軍である梁成は一四六二年に帰国し、琉球の「国東」に「池蘇」(喜界島)と「吾時麻」(大島)の「二島」があること、いずれも琉球に「降付」しなかったが、「吾時麻」が「帰順」してから「十五余年」が経過したこと、「池蘇」は毎年征討しても「服従」していないことを陳述している。⁽⁸⁵⁾ これらの史料にもとづけば、一四四〇年代後半に琉球による奄美遠征の動きがおこり、大島が帰順したものの、喜界島は抵抗をつづけていたことになる。

したがって、尚泰久代の琉球にとって最大の脅威となるのは喜界島であったといえる。⁽⁸⁶⁾ ここで考慮すべきは、十三世紀以降、喜界島を断続的

に所領としてきた島津氏の存在である。島津忠国は尚徳に対して書状を送り、尚徳も一四六一年六月に返書を送っているが、そのなかで尚徳は忠国の書状を「太平書」と称し、「山礪河帯、守千春水魚約盟、革故鼎新、堅万歳邦家柱石」(山礪河帯、千春水魚の約盟を守り、故きを革めて新しきを鼎え、万歳邦家の柱石を堅めん)と結んでいる。⁽⁸⁷⁾ 島津氏側から和睦をもとめる「太平書」が送られてきたわけであるが、琉球側はこれに応じ、永久に「水魚約盟」を結ぶと回答し、「革故鼎新」こそが国家の安寧につながると述べたのである。この時点で両者の和睦が成立したということは、一四四〇年代後半以降における琉球の版図の北方への拡大にともなう「薩摩」との不和は、やはり島津氏との対立であったと考えざるほかない。⁽⁸⁸⁾

こうした境界の動態に照らすならば、尚泰久が一四五〇年代半ばから後半にかけて祈願した「蛮夷不侵」の「蛮夷」とは、(辺縁)の奄美大島・喜界島、さらには(異域)としての南九州地域や吐噶喇列島が想定されていたと考えられる。そして、現実においては、尚泰久が吐噶喇列島への版図拡大の動きを停止したことで、尚徳代に島津氏との和睦が成立し、「蛮夷不侵」が実現したのである。この和睦にあたって、島津氏側から先に「太平書」を送ったということは、琉球側が優位なかたちで和睦が成立したことを示唆する。琉球国の王は(天子)に擬制され、理念的には「蛮夷」を撫育すべき存在であった。従来の武断主義から文治(礼治)主義への転換を進める琉球にとって、島津氏側からの働きかけで和睦が成立したことは歓迎すべき展開であったといえよう。

④ 尚泰久代の規範性

尚泰久代に王権の理念形成が進行したことを論じてきたわけであるが、それが後代の王権をどのように規定したのであろうか。それを考え

るにあたって格好の素材となるのが、第一尚氏王朝から第二尚氏王朝への交代という問題である。尚徳没後から尚真代前半にかけての王権の理念を析出していきたい。

1 相国寺巨鐘銘と王朝交代

まず、成化己丑（一四六九）十月七日の年紀をもつ相国寺巨鐘銘の全文を引用しよう。

琉球国 君世高王、乘大願力、新鑄巨鐘、寄捨相国寺。説偈以銘之、祝王基之万歳。安国利民聖天子、繼唐虞之化、全文偃武賢宰相、霽霖雨之秋、茲有巨鐘新鑄、就高樓掛。肅万機心無端、扣起群生夢、天上人間妙法音。時成化己丑十月七日、住持溪隱記之。

〔書き下し文〕

琉球国の君世高王、大願力に乘じ、巨鐘を新鑄し、相国寺に寄捨す。偈を説きて以て之に銘じ、王基の万歳を祝す。国を安んじ民を利する聖天子は、唐虞の化を継ぎ、文を全うして武を偃むる賢宰相は、霖雨の秋を霽む。茲に巨鐘の新鑄する有り、高樓に就き掛く。万機を肅えて心に端無く、群生の夢を扣起するは、天上人間の妙法音なり。時に成化己丑十月七日、住持溪隱之を記す。

この梵鐘の鑄造・寄進が「世高王」（尚徳）の発願によるもので、相国寺住持の溪隱安潜が銘文を製したことがわかる。そして、「聖天子」である尚徳の「安国利民」の理念は、「唐虞之化」（堯帝・舜帝の徳）に比肩すると賛美するだけでなく、「賢宰相」の「全文偃武」の姿勢をも賛美しているのである。「全文偃武」とは、文治（礼治）主義を尊重し、武断主義を否定するという政治姿勢を端的に表現したものである。尚泰久代には暗示的であった〈天子〉が、ここでは儒学思想にもとづき「聖天子」と明示されていることに注目しておきたい。また、「琉球国 君」という鬮字をとまなう敬意表現は、尚泰久代の梵鐘銘の「琉球国 君」

（擡頭）と対応するもので、「琉球国の君」と訓ずべきものである。相国寺巨鐘銘では「世高王」と呼称したため、「王」の重複を避けて「君」の呼称が選択されたものと考えられる。その一方で、明皇帝の冊封を受けた琉球国中山王であることと、「聖天子」であることとの名分上の矛盾を解消するために積極的に使用された可能性もある⁽⁸⁸⁾。

さて、尚徳の没日は「成化五年八月十八日」とされるので、これを信用するならば、尚徳は梵鐘の完成を見届けることなく没したことになる。そこで、溪隱安潜は「聖天子」尚徳の遺徳である「安国利民」の理念を賛美するとともに、「賢宰相」の「全文偃武」の善政を賛美したのである。

ここで問題となるのが「賢宰相」の解釈である。まず想起されるのはクーデターで王朝交代を遂げた金丸（尚円）であるが、正史類をもつても、その役職は御物城御鎖之側（貿易担当者）にとどまるため、「宰相」と称されるほどの地位にあったとは考えられない。この当時は王を補佐する「三発司」（のちの三司官）が存在するので、「賢宰相」とは尚徳代からの三発司を指すとみるべきであろう。尚泰久・尚徳父子は相国寺住持で僧録の溪隱安潜と密接な関係にあったわけであるが、金丸（尚円）が芥隱承琥を優遇したことに鑑みれば、相国寺巨鐘の寄進は第一尚氏王朝の体制下で行われたものと考えられる。したがって、金丸によるクーデターは、尚徳薨去から若干の時間をおいて発生したことになる。

尚徳の親族関係を確認しておこう。朝鮮の肖得誠の陳述によると、一四六一年時点で三三歳の尚徳は、四子をもうけており、長男は一五歳ほどであったという⁽⁸⁹⁾。尚徳薨去の二年後にあたる一四七一年冬、先王尚徳の名義による使節として朝鮮を訪れた自端西堂によると、現在の王は一六歳の「中和」（唐名未定）であり、弟に一三歳の「於思」と一〇歳の「截溪」がいるという⁽⁹⁰⁾。これを信用するならば、尚徳の長男は没しており、次男の「中和」が王位を継承していたことになる。「中和」の実

在性と王位継承の当否は措くとして、『歴代宝案』に成化六年（一四七〇）四月一日付の尚徳名義の咨文、および同年九月七日付の尚円符文・執照が収録されていることから、この五か月の間に金丸によるクーデターが発生したことは確実である⁽⁹⁴⁾。尚徳薨去後の王権がきわめて不安定な状態であったため、溪隱安潜は相国寺巨鐘銘を製するにあたり、先王尚徳の遺徳だけでなく「賢宰相」の善政をも賛美することで、王権の護持に努めたのである。

さて、金丸が尚姓を冒して「尚円」と名乗った事実にも注目したい。もちろん明側にクーデターの事実を知られては冊封に支障が生じるため、尚徳の「世子」として尚姓を称したのであるが、琉球国内の政治史の文脈に即していえば、放伐（易姓革命）ではなく、尚徳（または「中和」）からの禪譲による王位継承であると主張する意味合いもあったのではないか。第一尚氏王朝において儒教イデオロギーが王権の支配理念の形成に寄与していたわけであるから、金丸が王権を支える一員であったのであれば、その束縛から完全に自由ではありえない。そして、金丸が即位後に重用したのが禅僧の芥隱承琥であったことは、クーデターの正当化には、やはり儒教イデオロギーが必須であったことを窺わせる。尚真代の「百浦添欄干之銘」（一五〇九年）において察度王統・第一尚氏王統・第二尚氏王統の区別がなされていないという事実は⁽⁹⁵⁾、尚円から尚真に至るまでの王代に王朝交代の事実が喧伝されていなかったことを示唆する。

『中山世鑑』（一六五〇年）は尚徳の暴政、とりわけ一四六六年の喜界島親征が国力の衰退を招いたと批判し、金丸（尚円）による王位篡奪（易姓革命）を正当化したわけであるが、第一尚氏王朝のブレインである溪隱安潜は「安国利民聖天子」である尚徳と、「全文假武」の善政を施す「賢宰相」を賛美していた。現実においても、尚徳は一四六一年に島津氏との和睦を成立させ、奄美諸島以北をめぐる紛争を休止していた

のであり、喜界島親征を裏づける同時代的な根拠は確認できない。むしろ袋中著『琉球神道記』（一六〇八年）には喜界島親征を尚泰久の事跡とする伝承が記録されており、『朝鮮王朝実録』の記述と年代的に一致することは先述のとおりである。したがって、『中山世鑑』がこの伝承を尚徳の事跡として読み替え、尚円による王位篡奪の正当化に利用したものと考えられる。

ともあれ、古琉球期の王統を区別してとらえるというのは『中山世鑑』以降の認識の枠組みなのであって、尚円にとって王朝交代は隠蔽すべき事柄であったことを重視したい。したがって、客観的事実としての王朝交代後においても、尚泰久代の規範（「憲章」）は継承されるべきものであったと考えられるのである。

2 〈皇帝〉・〈天子〉・法王意識の継承と顕在化

第二尚氏王朝の初代尚円（金丸）は、前王朝（尚泰久代）の規範を継承したものと考えられるわけであるが、古琉球の盛世を現出した尚真代（三代、在位一四七七―一五二六）前半の様相を探ってみよう。なお、本稿では王権の成熟をあらわす「百浦添之欄干之銘」（一五〇九年）の製述を画期として、約半世紀にわたる尚真の治世を前半と後半に区分することにする。

尚真は第二尚氏の菩提寺とすべく、一四九四年に首里城の膝下に禅宗寺院円覚寺を創建した。開山は芥隱承琥である。翌一四九五年には「大仏宝殿」内の殿中鐘一口と殿前鐘一口が掛着され、住持一樗が銘文を製した。まず、殿中鐘銘をみると、尚真は「琉球国中山府君乙酉睿産尚真帝王」と称されている。「帝王」（皇帝）としての理念的地位が初めて明示されたものとして注目される。また、鐘銘には陽鑄で廓を設けて金象嵌で文字を示し、かつ一字擡頭したところが三か所ある。すなわち、「尚真帝王」「檀施之善利壮乎叢」「帝道堅固」の部分であり、「帝王」た

る尚真とその檀越としての功德に最大の敬意が払われているのである。⁽⁹⁶⁾しかも、明年号を使用した「大明弘治八署菴舎（乙卯）孟秋吉日」の年月日には擡頭がなく、「帝王」尚真が「大明」よりも優越する存在であるかのように表現されている。

一方、殿前鐘銘をみると、尚真は「今上世主尚真王」と称され、「徳越漢帝、名邊梁武」（徳は漢帝を越え、名は梁武を過ぐ）と賛美されているわけであるが、「今上世主尚真王宮生」の文字は、陽鑄で廓を設けて金象嵌で表し、かつ一字擡頭を施している。明年号を使用した「大明弘治八年乙卯七月吉日」の年月日も同じく一字擡頭しており、ここでは明との対等が表現されているようである。

このように、殿中鐘銘で「帝王」意識が強烈に表出しているのに対し、殿前鐘は抑制的であり、従来どおり暗示的に〈皇帝〉〈天子〉意識を示している。つまり、人目に触れやすい殿前鐘では「世主」と称し、触れにくい殿中鐘では「帝王」と称するという空間に応じた使い分けがなされているのである。⁽⁹⁷⁾円覚寺は明の冊封使が訪問する空間であるから、その耳目に触れないよう配慮したものと考えられる。

こうした観点から円覚寺境内の碑文銘をみると、「円覚禪寺記」（荒神堂之南之碑文、一四九七年）には「今上国王」「国君」とあり、「国王頌徳碑」（荒神堂之北之碑文、一四九八年）では「大琉球国王」として明に朝貢する尚真の姿勢が賛美されている。また、「円覚寺松尾之碑文」（一五〇一年）にも「今上国王」「仏心天子」とある。「仏心天子」は、従来の「法王」と「天子」が融合したものといえるが、仏教的な文脈で使用していることから、明の天子（天命思想にもとづく天子、「聖天子」とは異なるという弁明が可能と判断したのである）であろう。

首里城の近くには、一四九七年に二つの碑が建てられた。そのうち、「官松嶺記」（下ミヤキジナハノ碑文）は尚真を「国君」と称し、その寿命を皇帝に擬えて「聖寿」と表現している。一方、「万歳嶺記」（上ミヤ

キジナハノ碑文）には「漢武之徳」「秦始之爵」との表現がみえ、尚真は漢の武帝と秦の始皇帝に比肩する存在であると賛美されている。「嶺」とは、一般的な意味では頂上へ登るための道がとおる山を指すが、この場合は首里城へ繋がる道がとおる山という意味である。弁ヶ岳（標高一六五メートル）から西側にひろがる丘陵上に首里城が位置し、そこから一キロメートルほど西へ進んだところが「万歳嶺」（現在の首里観音堂所在地）である。ここは丘陵の西端部（標高六五メートル）であり、那覇方面をよく眺望することができる。「万歳嶺」から少しばかり下ったところが「官松嶺」である。いずれも首里城と崇元寺（崇元寺と那覇は長虹堤によつて接続）をむすぶメインストリート上に位置するのである。それゆえ、冊封使の耳目を意識して抑制的な表現にとどめたのであろう。

このように、尚真代前半における「帝王」意識は、菩提寺である円覚寺の殿中鐘でのみ限定的に発露されたものであって、殿前・境内、および道路沿いでは「世主」「国王」としての建前が示されたわけである。

一四九〇年代から一五〇〇年代にかけて、尚真は円覚寺を創建したほか、松の繁茂に注力している。首里城につながるメインストリート上の松が自生するところを「万歳嶺」と命名し、その近くに「松数千株」を植樹して「官松嶺」と命名したのである。「官松嶺記」に「祝聖寿、則松以不古、松以長今、比聖徳、則嶺以高大、嶺以峻秀」（聖寿を祝さば、則ち松は以て古からず、松は以て長今たり。聖徳に比ぶれば、則ち嶺は以て高大たり、嶺は以て峻秀たり）とあるように、尚真の「聖寿」（寿命）の長さは松の悠久性に擬えられ、「聖徳」の高さは嶺の高大で峻秀なさまに擬えられた。また、「円覚寺松尾之碑文」は、「松苗一千株」を境内に植樹して将来の修理用材とすることを記念したものであり、尚家菩提寺の永久性を観念的かつ即物的に担保しようとするものであった。尚真の土木・植樹事業の推進にともない、建碑の文化が定着し、それが王権の正統性を誇示する手段となったわけであるが、それは尚泰久が掲

げた支配理念を継承・発展させたものにほかならない。

このように、王朝交代期から尚真代前半にかけて、「聖天子」「帝王」「皇帝」という意識が金石文に明示されるようになるが、「帝王」に関しては、円覚寺の殿中鐘でのみ示され、殿前鐘・石碑では皇帝に擬える暗示的なレトリックを使用するにとどまり、「国王」「世主」という建前のほうが明示されるという、空間に応じた使い分けがなされていたのである。そして、「帝王」と「国王」との不整合性を解消するために使用されたのが、「琉球国君」「中山府君」であったと考えられる。⁽⁹⁹⁾ともあれ、尚真は「帝王」としての意識を潜在的に抱きつつ、局面に応じて、琉球国中山王、あるいは「仏心天子」(法王)としての姿を使いわけていたのである。

⑤ 尚真代後半～尚清代における支配理念の転換

尚泰久代の王権の支配理念が第二尚氏王朝に継承され、それが尚真代前半に強化されたことを論じてきたわけであるが、それと時を同じくして、従来の仏教・儒教イデオロギーとは異なる支配理念も強く表出されるようになる。本章では、尚真代後半から尚清代にかけての支配理念のあり方を析出していきたい。

1 尚真の中華擬制宣言

首里城正殿の欄干の造成を記念した「百浦添之欄干之銘」(一五〇九年)は、臣下が「中山王世主尚真王」に対して「中華宮室之制度」に擬して欄干を造成するよう進言したところ、尚真が「堯の宮室」に倣うようにと裁可を下したとの経緯が記される。建前上は尚真を「中山王」「世主」と称しているものの、「中華宮室之制度」に擬することが公然と宣言されているのである。前章までの検討結果に照らせば、尚泰久代以

来の皇帝擬制の帰結として位置づけることができよう。⁽¹⁰⁰⁾

皇帝擬制は欄干の造成だけにとどまらない。「欄干之銘」の後半部には「当代有科之勝事」(当代科有るの勝事)として、尚真の治世の賛美すべき事柄が十一か条にわたって列記されるが、その第十条では、「移中華之風、易此土之土俗、以起朝儀于朔望、列拜班爾左右。蓋祝睿算万歳者也」(中華の風を移し、此の土の土俗を易え、以て朝儀を朔望に起こし、拜班を爾の左右に列す。蓋し睿算の万歳を祝するものなり)とある。この部分に関しては、毎月の朔望の日に挙行された朝儀(朝廷儀礼)であること、紫禁城の奉天殿に出御した皇帝を、殿前の東西に列した百官が拜礼するという明の儀礼を模倣したものであること、「睿算」は尚真の年齢ないし長寿を意味することが指摘されている。⁽¹⁰¹⁾「睿算」とあるのは、「官松嶺記」の「聖寿」と対応するものである。また、「欄干之銘」に使用された文言をみただけでも、臣下の進言を「謹奏」、尚真の命令を「勅」「勅命」、臣下の受命を「欽奉」と表現し、かつ尚真の自称表現を「朕」とするなど、王の皇帝擬制が一段と進んでいることがわかる。

尚真代には中央集権化が進み、国内文書である「辞令書」(官人任命文書)が発給されるようになる。⁽¹⁰²⁾初見年代は一五二三年である。従来、琉球では外交文書の作成・授受は頻繁に行っていたが、国内文書の存在は知られていない。尚真が初めて国内文書として「辞令書」の様式を定めたわけであるが、その冒頭は「しよりの御ミ事」と書き、「しより」⁽¹⁰³⁾にかけて朱方印の「首里之印」が押される。辞令書は古文書学的な様式としては「ミコトノリの文書」⁽¹⁰⁴⁾、「詔」⁽¹⁰⁵⁾、「辞令詔書」などと評価されてきたものである。

「しよりの御ミ事」という表現は、「玉御殿碑文」(一五〇一年)を初見とする。「国王頌徳碑」(一五四三年)のオモテ面の仮名文にも「国王の御ミ事」とあるが、ウラ面の漢文では「国王勅教」と表現されている。また、近世琉球の辞令書では「御詔」と表記されるようになる。つ

まり、「ミ事」（御ミ事）とは（皇帝）の言葉（口頭命令）である「詔」に相当するものである。詔・勅の初見事例は、「万歳嶺記」（一四九七年）の「奉詔」という受命文言である。

東アジア諸国の君主文書が、大事は詔、小事は勅の様式をとって発せられることに鑑みれば、琉球国の王の「ミ事」は、案件の重要性に依じて「詔」とも「勅」とも漢訳されるものであったと考えられる。それゆえ、辞令書は、王命出納者（官人）が奉じた（皇帝）の「詔」の内容を成文化して被任命者に交付したものであり、「詔書」の一種とみなすことができよう。「ミ事」に冠される「御」という接頭語は、王命出納者から国王への敬意を表したものと見える。また、「首里之印」を国王印ではなく王府印とみる見解に従うならば、王がその名のもとに直接発出するものではなく、首里王府が一定の手続きにもとづき発出した「詔書」ということになる。このように、王言を「ミ事」と称し、「詔書」様式の辞令書が出現したことは、「中華宮室之制度」の整備という文脈のなかに位置づけることができよう。

尚真代後半には王言（王命）を「ミ事」（詔）、あるいは「勅」「勅命」「勅教」と表現するなど、皇帝擬制が一段と進んでいた。従来は円覚寺の殿中鐘でのみ「帝王」としての意識を発露するという抑制的なものであったが、この段階にいたって、さまざま局面で顕在化したのである。

2 「上国」と「下国」

「百浦添之欄干之銘」のうち「当代有科之勝事」の第三条に注目したい。其三曰、当西南有国、名曰太平山。弘治庚申春、遣戦艦一百艘攻之。其国人、竖降旗而服従。翌年、航海来献歳貢以穀布繇。是上国之勢、愈大而愈盛矣。

〔書き下し文〕

其の三に曰く、西南に当たりて国有り、名は太平山と曰う。弘治庚

申春、戦艦一百艘を遣わして之を攻む。其の国の人、旗を竖降して服従す。翌年、航海して来りて歳貢を献ずるに穀・布・繇を以てす。是れ上国の勢、愈いよ大にして愈いよ盛んなり。

尚真は一五〇〇年に「太平山」という名の「国」を征圧し、翌年から「太平山」が「歳貢」を献じるようになったという。古琉球期の「太平山」は宮古・八重山諸島の総称とされる。ただし、宮古島が十五世紀半ばに「琉球国彌阿槐島」と表記されていることは先述のとおりであり、ここでいう「大平山」とは八重山諸島、「国」とはその中心をなす石垣島を指すとみられる。従来、八重山諸島は（異域）と（辺縁）の中間的性格を帯びていたが、遠征の結果、琉球国の（辺縁）に位置づけられたのである。

琉球国は「上国」として八重山諸島に君臨するようになったわけであるが、「欄干之銘」には「上国属大明」（上国の大明に属すること）ともあり、「上国」である琉球が「大明」に属することも明言されている。つまり、明と琉球、琉球と（辺縁）諸島という、華夷の二重構造（入り子構造）が明瞭に意識されているのである。

こうした琉球の「上国」意識は、「蛮」（南蛮）である「太平山」だけでなく、「夷」（東夷）にむけても発露されていた。一五〇八年に島津忠隆は尚真宛ての書状で薩摩を「下国」と表現し、一五二三年には種子島恵時が尚真の王命を「綸言」と仰ぎ、「忠節」を尽くすことを表明している。「下国」という表現は、琉球の「上国」意識に対応したものであり、「綸言」も琉球で王言（王命）を「ミ事」（詔）、あるいは「勅」「勅命」「勅教」などと称していたことを意識したものといえる。

島津氏・種子島氏が琉球を「上国」と仰いだのは、奄美諸島をめぐる攻防と無関係ではなからう。一四九三年、偽琉球国王使の梵慶が朝鮮に渡航しており、その書契の一節に、

宓以、吾陋邦附傭曰大島、近来、日本甲兵、来欲奪之。由是、戦

死者甚多。雖然、毎戦勝之十八九、折衝於千里。

〔書き下し文〕

宓かに以るに、吾が陋邦の附備は大島と曰い、近来、日本の甲兵、来りて之を奪わんと欲す。是に由り、戦死する者は甚だ多し。然りと雖も、戦の毎に之に勝つこと十に八・九にして、千里に折衝す。とある。偽使がもたらした情報であることには注意を要するが、

一四九三年以前に「日本の甲兵」がたびたび大島に進攻したものの、琉球が優位を保っていたことがうかがえる。尚徳代に島津忠国との間で成立した和睦が破綻し、島津氏側の軍勢が大島に進攻したものと推測される。

また、「千里に折衝す」という表現にも注目したい。一里を約四〇〇メートルとした場合、「千里」は約四〇〇キロメートルとなる。これは実際の沖縄島と大島との直線距離にほぼ相当するのであるが、実際の距離というよりは観念的な空間認識とみるべきであろう。すなわち、儒学思想においては「五服図」があり、王都を中心とする千里四方は「甸服」（天子の直轄地）に相当するものと観念されていた。それゆえ、琉球の首里を中心として、大島を「千里」の範囲内にある「甸服」と位置づけていた可能性もある。後述するように、大島は他島よりも早く琉球の中央集権支配が及んでいたのである。

一四九〇年代から一五二〇年代にかけては、琉球では尚真の盛世が現出した時期である。一方、南九州においては、島津氏はいまだ一門・国人を糾合できずに政治的混迷を極めており、琉球は奄美諸島の支配を有利に進めることができた。こうしたパワーバランスを背景として、「上国」琉球と「下国」南九州との関係が成立したのであり、ここに琉球は奄美諸島、とりわけ大島・喜界島の支配を深化させることができたのである。従来は〈辺縁〉であった奄美諸島の〈周辺〉化が決定的となったといえる。

尚真代の琉球は、奄美諸島の支配をめぐる南九州の勢力を退けるだけでなく、「太平山」の「国」（石垣島）を征圧して「服従」させることに成功した。後者について、「欄干之銘」は「上国の勢、愈いよ大にして愈いよ盛んなり」と賛美している。こうした「上国の勢」の賛美は、とりもなおさず尚真の武断主義を賛美したものであり、尚泰久代以来の規範である仏教的な平和思想、ならびに儒学的な礼治主義（華夷意識）からは大きく逸脱している。逆にいえば、内憂外患の時代に登場した尚泰久・尚徳が仏教・儒教イデオロギーにもとづく「全文偃武」の理念を掲げざるを得なかったのに対し、盛世を現出させた尚真は再び武断主義的に版図を拡張できたのである。とはいえ、「欄干之銘」の「当代有科之勝事」の第一条では、尚真の仏教護持の姿勢について、「漢明・梁武二帝之心」（漢の明帝と南朝梁の武帝）に比肩するものと賛美しており、仏教イデオロギーが依然として王権の性格を規定する段階であったといえる。

3 太陽思想の高揚

『おもろさうし』のなかで最も古くに編纂されたのは、尚清代の一五三一年に成立した巻一『きこゑ大きみがおもろ』（首里王府の御さうし）である。これは尚真の治世における聞得大君の活躍を賛美した「おもろ」を集成したものであり、聞得大君が太陽神から得た霊力が、琉球の平和と戦勝をもたらすことを賛美・予祝するものである。ここでは「笠利」（大島）・「八重山島」・「宮古島」が「島討ち」「国討ち」の対象として唄われる。

太陽思想を支える神女の組織は、尚真代の一五二〇年から編成されており、一五二〇年代には太陽信仰、および王と太陽子を同一視する観念が強まっていたことになる。そして、「聞得大君ぎや 赤の鎧 召しよわちへ 刀うちい 大国 鳴響みよわれ」という文句に象徴されるよう

に、太陽神の靈力をうけた間得大君が「赤の鎧」を着し、かつその靈力を伝えられた王が「刀」を佩くことで、琉球は「大國」⁽¹²⁾として名高く鳴りひびくのである、との觀念が生み出されたのである。東アジアの普遍的な仏教・儒教イデオロギーにもとづき「全文優武」の觀念を掲げていた段階を過ぎ、太陽思想という琉球固有の神祇イデオロギーによって尚真の武断主義的な姿勢が正当化され、奄美・先島諸島への支配が強化される段階へと達しつつあったのである。

尚真代前半における「上國」意識は、「下國」との名分を区別しようとする華夷意識のなかで登場し、かつ漢文体で表現されたものであった。しかし、尚真代後半になると、琉球固有の太陽思想にもとづく「大國」意識が「おもしろ」としてさかんに唄われ、かつそれが仮名文（漢字仮名混淆体）の琉球語で表記されるようになったのである。

4 仮名の世界の優越

尚真代前半においては、禪僧の起草になる漢文体の金石文の占める割合が大きいが、尚真代後半から尚清代にかけては、辞令書（詔書）の発給や「おもしろ」の編纂など、従来は口頭伝達や口碑の領域であった事柄が平仮名を駆使し、文字として書き留められるようになる。このように仮名が「真名」となったのは、琉球王権の主体的選択の結果であったとされる。それゆえ、仮名文と漢文との対応関係、およびその背景にある王権の支配理念の変化を検討していきたい。

仮名文（漢字仮名混淆体）の碑文銘の初見は、「玉陵碑」（たまおとんのひのもの、一五〇一年）であるが、これは玉陵の被葬資格者名を琉球名で記したものである。そして、「そのひやふの御嶽の額の字」（一五一九年）以降、仮名文の使用例が漢文を凌駕するようになる。また、尚真は「首里の王おきやかもいかなし」（首里の王である「おきやかもい」様）と称されたように、王の名を琉球名で記すことが多くな

り、「真玉湊碑文」（石門の西のひのもの、一五二二年）では、「天」と結びついて「首里の王おきやかもいかなし天」と称されている。⁽¹³⁾こうした文脈における「天」とは、儒学思想にもとづく「天」ではなく、琉球固有の太陽思想にもとづく「太陽」を意味すると考えるべきである。

また、「尚真王」というように、王の唐名の下に「王」の称号を据えていることにも注目される。一四九七年の円覚寺殿中鐘に「尚真帝王」、殿前鐘に「尚真王」とあるのを嚆矢とする用法であるが、これに対応する琉球語が「おきやかもい天」である。琉球語が漢語に優越する段階にいたり、琉球語の「天」は漢語の「王」に対応する称号となったのである。「国王頌徳碑」（石門之東之碑文、一五二二年）では、冒頭に仮名文を大書し、それに続けて漢文を記すことから、仮名文（琉球語）を漢文に優先させる意識が読みとれる。尚真に関しては、仮名文では「首里おきやかもいかなし」、漢文では「大琉球国尚真王」と表記される。「尚真」という唐名よりも、「おきやかもい」という琉球名のほうが尊重されたのである。

「大琉球」という表現の用法も尚真代に変化する。従来、明は沖縄島を「大琉球」、台湾島を「小琉球」と呼称して区別しており、⁽¹⁴⁾尚真代前半の「国王頌徳碑」（一四九八年）においても、そうした明側の地理認識にもとづく「大琉球」とそれに対応した「大琉球国王」という表現がみられる。⁽¹⁵⁾ところが、尚真代後半の「国王頌徳碑」（一五二二年）では「大琉球国尚真王」とあり、明側の地理認識にもとづかない、琉球国の自己表現としての「大琉球国」が登場するのである。やや時代は下るが、明の『皇明世法録』（陳仁錫、十七世紀）巻八十には、「国別号大琉球」（国は別に大琉球と号す）とあり、明側も「大琉球」を国号とみなしていた。したがって、尚真代後半に登場する「大琉球国」は、中華擬制の一環として、中国王朝が「大明」のように国号に「大」を冠することを模倣したものであるとともに、琉球語（口碑）の領域における

「大國」に対応する漢語であったと考えられる。

このように、尚真は琉球固有の論理においては「大國」を治める「おきやかもい天」と位置づけられ、これを漢訳したのが「大琉球国尚真王」であったと考えられる。中華擬制が進行する一方で、琉球固有の論理がそうした中国由来の論理に優越していったのが尚真代後半の特徴なのである。

そうした現象を考えるにあたって、琉球出身の禅僧鶴翁智仙が語った琉球事情は重要である。鶴翁は王に近侍して「僧省」を司る地位、すなわち僧録の地位にあったが、一五二〇年代前半に琉球を去って鎌倉円覚寺の仙巖に師事し、その後は一五二四年頃から三七年まで京都東福寺の彭叔守仙に師事した。鶴翁は建仁寺僧月舟寿桂に面会したさい、「彼王、毎即位、必建一寺。故多僧侶。然儒亦不学、禅亦不参、不知祖宗所由而興矣」(彼の王、即位する毎に、必ず一寺を建つ。故に僧侶多し。然るに儒も亦た学ばず、禅も亦た参せず、祖宗の由りて興る所を知らず)と語っている。袋中著『琉球往来』(一六〇三年)は、首里円覚寺に關して「開山ノ芥陰和尚以來、次有賜紫ノ賞、以爲国之僧録」(開山の芥隱和尚以來、次いで賜紫の賞有り、以て国の僧録と爲す)と記しているので、僧録の鶴翁は円覚寺住持であったと考えられるわけであるが、そうした王権の支配理念を支えるべき僧録の地位にあった鶴翁が、尚真の儒学・参禅輕視の姿勢を批判したのである。ここに王権の支配理念における仏教・儒教イデオロギーの必要性の低下、そして王権内部における禅僧の地位が低下したことを認めることができる。

このように、琉球王権の支配理念は、東アジアの普遍的な仏教・儒教イデオロギーから琉球固有の神祇イデオロギー(太陽思想)へと傾倒を強めていき、口碑の内容を的確に表現するには、文語体の漢文は不便であり、口語体の仮名文こそが至便だったわけである。先述の辞令書(詔書)も口頭伝達の内容を仮名文で文書化したものである。誤解を恐れ

ずにいえば、琉球に(国風)の時代が到来したのであり、華人や五山系禅僧による漢文的修辭に依存せずとも、琉球人の官人たちが琉球独自の支配理念を自在に表現できるようになったのである。

5 王統認識の形成

鶴翁智仙が批判した「祖宗」に関する認識の欠如にも注目される。儒学の肝要であるはずの祖先への認識がないことを批判したものと考えられる。尚真は一五〇一年の「玉陵碑」で未来の王統を直系に継承させる意思を表明していたが、過去の王統に関する認識までは持ちえていなかったことになる。ところが、一五二二年の「国王頌徳碑」において、尚真が「舜天・英祖・察度三代」の系譜に連なることが初めて表明されたのである。鶴翁の発言と整合的に考えるならば、鶴翁が琉球を去ってまもなくに建碑されたものとなる。あるいは鶴翁が王統認識に関する助言(諫言)を残して琉球を去った可能性もある。

ともあれ、尚真代後半によく過去の王統(第二尚氏の出自)に関する認識が表明されたのである。かつて尚泰久代には「三代之後」、すなわち唐虞三代(舜帝・堯帝、および夏・殷・周の三代)の後継者であるという理念的な系譜認識が表明されていたが、尚真代の「三代」は舜天王統・英祖王統・察度王統の三王統を意味した。儒学的修辭としての「三代」は、琉球の王統を三分割して認識するための独自の概念へと変換されたのである。そして、実在が確実な察度をさかのぼる二代の王統を設定するにあたって、伝説上の存在である舜帝をモデルとした「舜天」なる王を創出し、始祖に定めたものと考えられる。尚真代における「王」(帝王)と「天」は同義であるから、舜帝も琉球語では「舜天」となる。そして、「舜天」の末裔こそが「おきやかもい天」(尚真王)であるとの正統意識が生まれたと考えられるのである。あくまで伝説上の存在である舜帝を実体的な始祖として定めることには無理があるが、尚

真代の儒学軽視の風潮にあつては、もはや舜帝さえも琉球固有の論理によつて「舜天」へと変換されてしまったのである。

尚清(四代、在位一五二七―一五五五年)代の「国王頌徳碑」(一五四三年)では、「そんとんよりこのかた二十一代の王」とある。始祖である「舜天」の儒学上の意義が忘却されて「そんとん」へと変化し、後世に「尊敦」の漢字が当てられたものと考えられる。そして、「三代」という王統を画することよりも、始祖「そんとん」からの王の連続性が強調されるようになったのである。⁽¹³⁾『中山世譜』は尚清を二十一代とするので、近世琉球へと継承される系譜認識が尚清代の一五四三年までに確定したことになる。

6 「天」観念の変化

尚泰久以降の歴代の王は、皇帝・天子・法王という、仏教・儒教イデオロギーにもとづく外皮をまとい、沖縄島の内外を支配するための理念を形成してきたが、尚真代後半にはその必要性が希薄となった。そもそも皇帝・天子という理念は、王権への帰属が定まらない(諸侯)(按司)と「蛮夷」(〈辺縁〉諸島と(異域))に対応するためのものであった。しかし、尚真代には按司の首里集住と官人制の整備が進行したこと⁽¹⁴⁾で、(諸侯)の実力は弱まり、次第に王権を支える官人へと変容していった。一方、「蛮夷」に関しても、武力を行使して奄美・先島諸島の支配を強化していた。つまり、皇帝・天子・法王という外皮をまとう必要性は薄れており、むしろ琉球の版図拡大にとっては桎梏となる理念なのであった。そこで、琉球固有の神祇イデオロギー(太陽思想)にもとづく「天」と王権との結びつきのほうが重視され、「おもしろ」によつて「蛮夷」への武力行使が正当化されていくのである。

「天」の観念の変化は、王の神号に如実に反映している。先述のように、尚真の神号は「おきやかもい天」とされ、ここに「天」と「王」は

同義となった。つづく尚清の琉球名(神号)は「天つき王にせのあんしおそひかなし」(「かたのはな碑文」一五四三年)である。「天つき王」は、「天」(太陽)の後継者としての「王」であることを意味する。

「天」の観念が変化すれば、必然的に「天下」の観念も変化する。尚清代の「やらさもりくすくの碑」(一五五四年)は、「おきなハの天きや下」は聞得大君の霊力によつて守護されるとする。また、『おもしろさうし』巻十二「いろくくのあすびおもしろ御さうし」(一六二三年編纂)に収録された尚永代のおもしろ(一五七八年)には「天が下」とあり、尚寧代の「浦添城の前の碑文」(一五九五年)には「おきなハの天の下」とある。したがつて、碑文銘は漢語の「天下」ではなく、太陽神と聞得大君の霊力に関連づけながら、琉球語の「天きや下」を使用しているのである。しかも「おきなハの」を冠していることから、沖縄島という限定された空間を指す「天下」観念であることは明白である。

尚真代から尚寧代にかけて、儒学思想(天命思想)に由来する天・天子・天下観念は希薄となり、琉球固有の観念である太陽神・太陽子・「天きや下」の漢訳という副次的な位置づけに甘んじたのである。

⑥ 〈周縁〉諸島の服属と太陽思想

尚真代後半以降、王権の支配理念が東アジアの普遍的なものから琉球固有のものへと転換したことを論じてきたわけであるが、それは現実における〈周縁〉諸島の服属とどのような接点をもつのであろうか。本章では、〈周縁〉諸島の服属のあり方を、琉球国側の支配、ならびに奄美・先島諸島側の自律性の両面に留意しながら検討することをおして、そこに太陽思想(神祇イデオロギー)がどのように関連づけられていたのかを考えることにする。

1 中央集権支配の時間差と地域差

古琉球期の辞令書は、沖縄島では尚真代の一五二三年以降のものが伝存するが、周辺諸島における分布は左記のとおりである。⁽¹³⁵⁾

大島	一五二九年(尚清代)～一六〇七年(尚寧代)	二七通
喜界島	一五五四年(尚清代)～一六〇七年(尚寧代)	四通
宮古島	一五九五年(尚寧代)	一通
徳之島	一六〇〇年(尚寧代)	一通

あくまで現在確認されている辞令書の分布であるけれども、十六世紀における琉球の版図の北限をなす奄美諸島において、早い段階から辞令書が発給されていることは注目される。辞令書は官人を任命する文書であるから、その分布は琉球王権による中央集権支配の浸透の程度をはかるメルクマールとなるものであり、先島諸島(宮古・八重山諸島)よりも奄美諸島の支配に力点が置かれていたことになる。⁽¹³⁶⁾ とりわけ奄美諸島の北限にあたる大島・喜界島の支配は、南九州の勢力の南下を阻むための措置であったと考えられる。

辞令書の分布からは、大島には五つの間切(瀬戸内東・瀬戸内西・焼内・名瀬・笠利)、喜界島には三つの間切(荒木・東・志戸)が確認される。喜界島は沖永良部島・徳之島と比較すると、総面積に対して間切数が多いことが指摘されている。⁽¹³⁷⁾ 袋中『琉球往来』(一六〇三年)の「諸島斂物ノ帳」の項目に「鬼界船五艘」は「純情米・稗・蕎麦」(「純情米」は精米のことか)を納付するとあることに鑑みると、農産物の收取のために細かく間切が設定されたものと考えられる。

一方、大島では西海岸側の主要港湾を掌握するかたちで間切が設定されている。「琉球国之図」には大島の西方沖に航路が朱線で示され、大島の南西側の港湾が南北航路の要衝となっていたことがわかる。主要港湾を点として掌握したうえで、その後背地を包括する間切を設定したも

のと考えられる。『琉球往来』の「諸島斂物ノ帳」の項目に「大嶋船廿艘」は「御殿新造ノ具・山枿^{シツクサシラ}・茸^{ソマイ}・鹿米」を貢納するとある。「御殿新造ノ具」は首里城などの王権にまつわる施設を建築するための材木であろう。また、「端午之祝儀」の項には進貢船建造の材木について、「造船者、任材木ノ出所ニ、大嶋ニ可申付候」とある。豊富な山林資源に恵まれた大島では、港湾の後背地の山林で伐採された材木と採集された食用植物が主要な租税として積み出されたものと考えられる。また、大島の辞令書の分析によつて、狭小な水田をめぐる面積の調整、権利関係の移動・調整、「御貢」(ミかない)の課税基準・納税額の設定が行われたことが指摘されている。⁽¹³⁸⁾ 農地面積の少ない大島では、細分化された水田から「鹿米」(玄米)を收取する程度にとどまったのであろう。

十六世紀後半から十七世紀初期にかけては、琉球が奄美諸島を実効支配していたが、『琉球往来』は大島・喜界島のみを記し、徳之島・沖永良部島・与論島に関しては記さない。ひとくちに奄美諸島といっても、租税收取の対象となる資源の差異・特徴に応じて收取を行っていたと考えられるのであるが、大島・喜界島が南九州の武家領主の勢力圏との境界付近に位置することも看過できない。琉球国の〈辺縁〉である両島を〈周辺〉として組みこむべく、いち早く中央集権支配に着手していたため、收取体制が他島よりも整備されていたと考えられるのである。

逆にいえば、脅威をおよぼす勢力と隣接していない徳之島・沖永良部島・与論島、ならびに先島諸島においては、中央集権支配は緩やかに進行したことになる。先島諸島における辞令書の初見は、宮古島では一五九五年であり、石垣島は一六二六年である。⁽¹³⁹⁾ 近世の琉球王府は先島諸島に在番制を敷くわけであるが、その始期は宮古島が一六二九年、石垣が一六三二年であること、在番制以前の先島支配はきわめてルーズなものであったこと、王府が直接的な統治をめざすのは在番制以降であることが指摘されている。⁽¹⁴⁰⁾ したがって、琉球王府は大島・喜界島を除く

〈辺縁〉諸島に対しては個別的・段階的な集権化を図っていたのであり、古琉球期における先島諸島の支配は、奄美諸島に比して、かなり緩やかなものであったとの前提のもとに、その様相を追究する必要がある。

2 宮古・八重山諸島の自律性

宮古島は一四六二年時点で「琉球国彌阿槐島」とあるため、十五世紀半ば頃には琉球国の版図に包摂されていたと考えられる。一四七七年に朝鮮漂流人を琉球に護送した「覓高是麼」の島人に対し、琉球の「国王」は褒賞を下したという。⁽¹⁴⁾一四九七年には「彌也求多羅麻時麻」の島民が朝鮮の済州島に漂着しているが、朝鮮側の尋問に対して、「多羅麻時麻」は「琉球国」の属島であり、特産の紅花を琉球に「輸貢」（貢物の輸送）する途中で遭難したという。「彌也求」は「彌也求」と表記されるべきもので、広域名称としての宮古を指し、「多羅麻時麻」は宮古島の西方に位置する多良間島を指している。十五世紀末の宮古諸島は琉球国の〈辺縁〉に位置づけられていたのである。

一四六二年に朝鮮の梁成が陳述したところによると、彼の漂着先である「仇彌島」（久米島）には「小石城」（グスク）を根拠とする「島主」がおり、「島主」は梁成を琉球への「貢船」に便乗させて護送したという。十五世紀半ばの沖繩諸島は琉球の版図に包摂され、「貢船」を琉球に派遣していたが、依然として官人ではない「島主」が存在したらしい。沖繩島内ですら中央集権化が進行したのは十五世紀末以降のことであるから、それ以前の沖繩諸島は琉球国の〈周辺〉と〈辺縁〉との中間的性格を帯びていたといえる。したがって、〈辺縁〉である宮古島においても、依然として在地有力者が〈島主〉としての強い自律性を維持していたと考えられる。このような段階における「貢」とは、貢納制的な意味合いが強い性質のものとなる。

琉球国が先島諸島への支配を強化する画期となったのは、一五〇〇年

の尚真による「太平山」遠征である。ここで直接の征討の対象となったのは、八重山諸島の中核をなす石垣島であるが、宮古諸島への示威行動を兼ねていたといえよう。「百浦添欄干之銘」の「当代有科之勝事」第三条によると、琉球が戦艦一〇〇艘を「太平山」なる「国」（石垣島）に派遣して服属させると、翌年から「太平山」は「歳貢」を献じたという。八重山諸島も琉球国の〈辺縁〉に位置づけられたのである。

古琉球期に八重山諸島の役人を任じた辞令書は確認されないし、近世琉球の支配下において、王府から派遣された在番奉行の監視下にありながらも、在地の「頭役」たちが統治を担っていたことからすれば、石垣諸島の在地有力者は依然として強い自律性を保つ〈島主〉であったといえる。つまり、琉球国は〈辺縁〉である八重山諸島の〈島主〉からも貢納物を取得していたわけである。

3 宮古島の中央集権支配

宮古島の中央集権支配の画期を示すものとして、尚真代後半の「国王頌徳碑」（石門之東之碑文、一五二二年）が注目される。これは宮古島から尚真に宝剣と玉が献じられたことを記念したものであるが、その前半部を示せば、左記のとおりである。

首里（高真）おき（高真）やか（高真）もいかなしの御代に、ミヤ（宮古）こ（宮古）より（宮古）ち（宮古）金丸（宮古）・ミ（宮古）こ（宮古）し（宮古）ミ玉（宮古）
のわたり（高）申候時に、たて（高）申候ひ（高）のもん（高）

爰有宝剣、神仙託曰、号治金丸。玉称真珠也。欽奉尊命、雕石

刻銘功名立碑。

聖君之朝、必有応化之祥瑞矣。 恭 粵 大琉球国

尚真王、夙乘乾位、荣膺甚昌。開功業於邦畿、施仁恕於土庶。舜・

禹之智、不相渝矣。

〔書き下し文〕

爰に宝剣有り、神仙の託に曰く、「治金丸と号せ」と。玉は真珠と

称するなり。尊命を欽奉し、石を雕りて功名を刻銘し碑を立つ。聖君の朝、必ず応化の祥瑞有り。恭しくも粵に大琉球国尚真王は、夙に乾位に乘じ、榮膺は甚だ昌んなり。功業を邦畿に開き、仁恕を士庶に施す。舜・禹の智、相渝わらず。

宮古島から「大琉球国尚真王」に対して、「宝剑」と「玉」（「ミこしミ玉」）が献じられたこと、「宝剑」は「神仙」の託宣により「冶金丸」と命名されたこと、「玉」は「真珠」と命名したことが記され、この出来事を「聖君」の治世に発生する「応化の祥瑞」と賛美している。

この碑文の本文（漢文）は、円覚寺僧仙岩が起草したものであるから、「応化」という華夷意識（「夷」が「華」の徳化を受ける）が発露されている。その一方で、太陽思想の影響も看過できない。先述のように、『きこゑ大ぎみがおもる』（一五三一年）においては、太陽思想によって〈辺縁〉諸島への武力行使の正当性が担保されていた。太陽神の靈力を受けた間得大君が「赤の鎧」を着し、かつその靈力を伝えられた王が「刀」を佩くことで、「国討ち」「島討ち」が成就するものと観念されていたのである。したがって、宮古島から献上された「宝剑」を「神仙」の託宣によって「冶金丸」と称したというのは、そうした太陽思想の文脈で理解しなければならない。

「宝剑」「玉」の献上行為は、宮古島の〈島主〉の自律性を弱めることを意図した服属儀礼の一部であったと考えられる。そして、宮古諸島の中央集権支配に道筋をつけた「大琉球国」の「尚真王」の偉業を賛美するという意図のもと、「国王頌徳碑」が建碑されたのである。こうして〈島主〉の自律性が弱まったことで、宮古諸島は琉球国の〈辺縁〉から〈周辺〉へと緩やかに移行しはじめたのである。

一五四四年、朝鮮を訪れた少弐殿使（対馬宗氏による偽使）は、宮古島に漂着した朝鮮人の送還に関する書契のなかで、「琉球国之領地美野古島」と表現しており、宮古島が琉球の「領地」となっていたことは、

日本側にも情報が広まっていたようである。

尚清代の「添継御門之北之碑文」（漢文、一五四四年）と「添継御門の南のひのもの」（仮名文、同年）は、添継御門の石垣の竣工を記念したものであるが、その動員に関して、「北之碑文」には、

自天子之元子・衆子、至公卿・大夫之元子・適子与百姓・凡民、瑣々碌々、不勞遠近、

とあり、「南のひのもの」には、
く（国々）のあんし（按司部）へ・みはんの大やくもいた・里ぬし（主部）へ・けらへあくかへ（家来赤頭）、
く（国々）のあんし（按司部）へ・みはんの大やくもいた・里ぬし（主部）へ・けらへあくかへ（家来赤頭）、
へ、こくより上下、又おくとより上、ミ（奥渡）や（宮古）こ（八重山）・やへ（八重山）まのおおか人、大
小の人々そろつて、

との記述がある。「北之碑文」は漢文で記したものであるから、「南のひのもの」にみえる役職名のほうが実態に近い。沖繩諸島の按司部・大屋久・里主・家来赤頭だけでなく、奄美諸島（「おくとの上」）（奥渡）・先島諸島の「おおか人」（地方役人）や「大小の人々」（「百姓」「凡民」）までもが造営事業に動員されたというのである。この時期の奄美・先島諸島で辞令書が確認されるのは大島だけであるが、宮古島にも「おおか人」が任命されていた可能性はある。

宮古島における現存最古の辞令書（一五九五年）によると、「大宮古間切」の首里島尻大屋子が下地大首里大屋子と交代し、給与地（おおか地）の引き継ぎを行っている（奥渡）ので、遅くとも十六世紀後半には地方行政区画としての「間切」が設定されていたこと、そして間切もしくはそれに準じる行政単位に設置される役人である首里大屋子が任命されていたことは確実である。給与地には多良間島の土地も含まれていた。

とはいえ、宮古島の支配は依然緩やかなものであったとみられる。「大宮古間切」という行政区画は前出の辞令書にだけみえるもので、近世には三つの間切（砂川・平川・下地）に細分化される。また、首里大屋子の給与地に含まれる「たらま大はる」が多良間島であるとすれば、

「大宮古間切」は宮古島だけでなく宮古諸島全体を包摂するものであったことになる。奄美の大島・喜界島に細分化された間切が設定されていたことと比較すれば、宮古諸島は「大宮古間切」として大雑把に把握されていたのである。

4 宮古・八重山諸島の年貢と貢物

一四九七年、朝鮮に漂着した多良間島民は事情聴取に対し、島で多く産出する「紅花」を琉球に「輸貢」したのち、帰路で漂流したと供述している。この「貢」が定例的なものであったかどうかは定かでない。一方、一五〇一年以降、「太平山」は「歳貢」として「穀」(穀物)、「布」(布帛)および「繇」(労役)を納めたという。前年(一五〇〇年)の「太平山」遠征の直接の対象は石垣島であったが、これを契機として八重山諸島の(島主)は「歳貢」を行うようになったのである。⁽¹²⁾

一五六九年、「当邦^(琉球)太平嶋之百姓等」が「年貢・々物」を琉球に輸送する途上で漂流し、薩摩片浦に漂着している。具体的な島名・品目は不明であるが、定例の「年貢」および「貢物」が賦課されていたと考えられる。漢語としての「歳貢」を琉球語ないし日本語に変換したのが「年貢」といえよう。古琉球の租税は、年貢への固定化が進むミカナイト、貢納制の色彩を強く残すミササゲ・御初とに分けられるという。⁽¹³⁾一六一四年に那覇に入港した宮古島の「叶船」は年貢輸送船とみられる。⁽¹⁴⁾

一五九〇年、「太平山」の「要宇」なる人物が琉球方面から朝鮮に漂流しているが、尚寧から朝鮮国王宣祖にあてた咨文によると、要宇は「部衆」を率いて「米布」を運送したさい、朝鮮に漂流したという。⁽¹⁵⁾彼らは朝鮮から明に転送されたのち琉球へ送還されることになるが、明側の史料によれば、漂流したのは「男婦四十六名」であること、そのうち三名の名前が「要宇」・「厚女注口」・「淳于波」であること、彼らは「大

小米等物」を「本国」(琉球)に輸送し、「祈禱所」で「完納」したのち、帰路で漂流したことがわかる。⁽¹⁶⁾

要宇の名前と職名については一考の余地がある。『事大文軌』所収の朝鮮国王宣祖咨文案は「要守」「本国所属太平山官上」、「歴代宝案」所収の朝鮮国王宣祖咨文写は「要宇」「本国所属太平山土官」とする。また、『事大文軌』所収の尚寧咨文写は「要宇」「弊邑臣僚」とする。「官上」とは「上官」を意味する一般名詞であるが、「土官」は、明では辺境地域で領主制を布く世襲の地方官を意味する。『大明会典』においては、「土官」は「蕃王」とおなじく、明皇帝に「朝貢」することが義務づけられていた。⁽¹⁷⁾

したがって、「要宇」は「太平山」(先島諸島)のいずれかの島で「部」(部衆)を支配する在地有力者であり、琉球側が「土官」と称するような存在であったことになる。「官上」「臣僚」は官人一般を指す表現であろう。そうすると、琉球への租税を「土官」みずからが輸送し、「祈禱所」に納付したということは、先島諸島の租税が依然として貢納制的な意味合いをとどめていたことを示唆する。⁽¹⁸⁾『おもろさうし』において、琉球の王が太陽神の霊力を受けて(辺縁)諸島を服属させたことが賛美されていることに鑑みれば、「土官」がみずから貢納品を持参して「祈禱所」に納付するという行為は、単なる租税の納付ではなく、服属の意思を定期的に再確認するという儀礼的な意味を帯びていたと考えられるのである。

ここで問題として残るのは、「太平山」が具体的にどの島を指すのかということであるが、この時期における「太平」の用例を探るうえで、「太平布」が手がかりとなる。一五七七年に琉球から島津氏に「太平布百端」が贈られたのが初見であり、翌年に琉球が島津氏に贈った「太平布五十拾端」について、近世薩摩藩の編纂になる『義弘公御譜』は「上布四十端」と記述している。⁽¹⁹⁾端数に齟齬があるが、「太平布」は「上布

と同一とみてよいだろう。これ以降、琉球側から島津氏への礼物として太平布が散見するようになる。⁽¹⁶⁾一方、一五八三年以降に明への附搭貨物として登場する「土夏布」(苧布)が太平布・上布に相当するものとされている。⁽¹⁷⁾袋中著『琉球往来』(一六〇三年)には、「都船十八艘 上布・下布・麻紵・船ノ黒網」「彌間船十艘 純白米・麦」とあるので、太平布の特産地は宮古島とみられる。一般に古琉球期の「太平山」が先島諸島の総称であるのに対し、近世琉球では宮古諸島を意味するようになる」と説明されるが、それは一五七〇年代〜八〇年代の宮古島における太平布の生産体制の変化に起因するもので、琉球王府が宮古島産の苧布を「太平布」と命名したのにもない、宮古島を指して「太平山」と称するようになったのであろう。⁽¹⁸⁾

やや迂遠となったが、一五九〇年に朝鮮に漂着した「太平山土官」の要宇とは、宮古島の「部」(集落)を支配する在地有力者であったと結論づけられる。この時期の宮古島の支配機構の実態は不明な部分が多いが、琉球王府が在地有力者の一人である要宇を地方役人として任命していたものと考えられる。宮古島に在番制が敷かれる一六二九年以前には、要宇のような在地有力者が依然として自律性を維持しており、中央集権支配は貫徹したものでなかったのである。

そうすると、宮古諸島に行政区画としての大宮古間切が設定され、首里大屋子が任命されていたこととの整合性が問題となるが、この段階での首里大屋子は、宮古諸島における得分権を認められてはいるものの、実質的な支配を担う存在ではなかったことになろう。宮古島の在地有力者たちは首里大屋子のもとに緩やかに統合され、〈周辺〉諸島の地方役人として租税を納付する存在であるとともに、依然、〈辺縁〉諸島の「土官」として「年貢」・「貢物」を捧げる存在でありつづけたのである。そして、貢納という行為は、太陽思想(神祇イデオロギー)と強く結びつけられた服属儀礼としての性格を帯びていた。琉球国側としては、社

会的・文化的な差異のある先島諸島の〈周辺〉化(中央集権化)を推進するよりも、むしろ〈辺縁〉に留めおいて緩やかな支配をおよぼし、各島の在地有力者に貢納(服属儀礼)を課すことのほうが、王権の称揚・強化に適していたということができよう。

おわりに

論点が多岐にわたったが、最後に古琉球期王権の支配理念の形成・変容過程を整理したい。

尚泰久代には東アジアの普遍的な仏教・儒教イデオロギーによる支配理念が形成された。その担い手となったのは、儒仏一致を基本とする京都五山系の禅僧であり、従来の在琉華人に代わって王権のブレーンとしての役割を果たしたのである。この段階では、王位継承が不安定であり、かつ君臣関係も未成熟であった。それに加えて琉球弧の諸島に中央集権的支配を及ぼすことはできなかったのである。それゆえ、琉球国中山王・大世主という制度的・実体的地位だけでなく、法王・〈皇帝〉・〈天子〉としての理念的地位を標榜することで、琉球弧の諸島を緩やかに統合しようとしたのである。

こうした尚泰久代の支配理念は規範化して、後代の王権を規定した。第一尚氏王朝と第二尚氏王朝は、研究史上は区別されるが、後者の初代である尚円は前王(尚徳または中和)の後継者として振る舞った。古琉球期において両王統を区別するという発想はみられない。尚円が易姓革命ではなく禪譲を主張していたとすれば、それは儒学思想に規定されていたことになる。尚円・尚宣威二代を経て、尚真代の前半において、禅僧による王権の称揚が一段と進み、王の「皇帝」(帝王)や「天子」としての理念的地位が明示されるようになった。とりわけ、詔書(辞令書)の登場は、皇帝擬制の達成を象徴するものである。

その一方で、尚真代後半においては、沖縄諸島および奄美諸島の大島・喜界島に中央集権支配を及ぼした。ここに大島・喜界島は琉球国の〈辺縁〉から〈周辺〉へと移行したのである。また、先島諸島を武力で制圧することで、宮古諸島は〈辺縁〉から〈周辺〉へと緩やかに移行するようになり、八重山諸島は〈辺縁〉に位置づけられた。先島諸島は奄美諸島に比べて自律性が強く、中央集権化の進行は緩やかであったわけであるが、むしろ〈辺縁〉としての先島諸島に貢納（服属儀礼）を課すことによって王権の称揚が図られた。古琉球期王権の最盛期を現出させた尚真の武断的な姿勢は、尚泰久代以来の普遍的な仏教・儒教イデオロギーにもとづく支配理念とは相反するものであり、それに代わるものとして琉球独自の神祇イデオロギーが支配理念の中核に位置づいたのである。

尚真代から尚清代にかけては、太陽思想の高揚が図られ、太陽神は間得大君を媒介として王に武力を授ける存在となり、「島討ち」「国討ち」のおもろが創作された。儒学思想における舜帝は、琉球独自の「天」観念と結合して「舜天」となり、王統の始祖と位置づけられた。従来の「天下」「上国」という観念も儒学的なものから琉球独自のものへと変容をとげた。このような支配理念の転換を担ったのは、琉球人による官人組織、および間得大君を頂点とする神女組織であり、尚泰久代に確立した禅僧の地位は低下の一途をたどった。そうした動向と連動するかたちで、仮名文が漢文に優越するという現象も生じたのである。

註

- (1) 沖縄県教育委員会編『辞令書等古文書調査報告書』（沖縄県文化財調査報告書一八、一九七九年）。
- (2) 高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館、一九八七年）など。
- (3) 上里隆史『古琉球期の印章』、屋良健一郎『琉球辞令書の様式変化に関する考察』、いずれも黒嶋敏・屋良編『琉球史料学の船出』（勉誠出版、二〇一七年）所収。
- (4) 沖縄県教育委員会編『金石文』（歴史資料調査報告書五、一九八五年）、那覇市

編『石碑復元計画調査報告書』（二〇〇四年）。

- (5) 高橋康夫『古琉球の環境文化』（鈴木博之ほか編『中世の文化と場』東京大学出版会、二〇〇六年、同『海の「京都」』（京都大学学術出版会、二〇一五年）再録）。
- (6) 村井章介『かな碑文に古琉球を読む』（前掲註（3）黒嶋・屋良編著書）。
- (7) 高良倉吉『尚真期の中央集権』（『沖縄県史』各論編三・古琉球、二〇一〇年）。
- (8) 前掲註（3）黒嶋・屋良編著書、『琉球王府発給文書の基礎的研究』（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一六一、研究代表者 屋良健一郎、二〇一六年）。
- (9) 外間守善校註『おもろさうし』上・下（岩波書店、二〇〇〇年）。
- (10) 村井章介『古琉球 海洋アジアの輝ける王国』（KADOKAWA、二〇一九年）は、一般書の体裁をとっているが、古琉球期の一次史料および同時代史料（海外史料）を駆使して古琉球像を描き出したものとして重要である。
- (11) 末次智『琉球の王権と神話』（第一書房、一九九五年）など。
- (12) 高良倉吉『中央集権体制の確立』（『那覇市史』通史編一、一九八五年）、矢野美沙子『古琉球期首里王府の研究』（校倉書房、二〇〇四年）。
- (13) 知名定寛『琉球仏教史の研究』（榕樹書林、二〇〇八年）など。
- (14) 豊見山和行編著『琉球・沖縄史の世界』（吉川弘文館、二〇〇二年）総論。
- (15) 豊見山和行『明朝の冊封関係からみた琉球王権と身分制』（同『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年）、入間田宣男・豊見山和行『北の平泉、南の琉球』（中央公論新社、二〇〇三年）。
- (16) 荒木敏夫『古代王権研究の現状』（同『日本古代王権の研究』吉川弘文館、二〇〇六年）では、「王権」概念を、①王の権力、②王を王たらしめている構造・制度、③時代を支配する者・集団の権力、の三つに腑分けしたうえで、②に関し、八世紀の王権は天皇・太上天皇、皇后・皇太后、皇太子、および太政官から構成されるものとする。古琉球期王権の王相・王弟・王府を扱った前掲註（12）矢野著書は、②に着目したものと見えよう。本稿では、②だけでなく、①にも着目し、とりわけ古琉球期の王が自らを何者であると定義していたのかを考えたい。
- (17) 有富純也『日本古代国家と支配理念』（東京大学出版会、二〇〇九年）は、国家の指標について、領域の確定、公権力の確立（警察・軍事機構、徴税機構、官僚機構）だけでなく、「支配理念」としての勸農や宗教的イデオロギー（儒教、仏教、神祇）を追加すべきであると指摘する。この指標を古琉球にあてはめるならば、中央集権を実現した尚真代（前掲註（7）（12）高良論文）が琉球国なる国家の確立期ということになる。先島・奄美支配（領域の確定）、官人制・ヒキ制（軍事・行政・徴税機構）、ノロ組織（神祇・豊穰祈念）という点において、著しい進展がみられるからである。そうすると、いわゆる三山の統一がなつた一四二〇年代から十五世紀後半にかけては、琉球国の形成・整備期となる。
- (18) 鈴木靖民『東アジア世界史と東部ユーラシア世界史』（同編『梁職貢図と東部

- ユーラシア世界」勉誠出版、二〇一四年）、同『日本古代の周縁史』（岩波書店、二〇一四年）は、古代の歴史空間の世界構造を、中央（中心）―周辺―辺縁の三部から構成されるものとし、辺縁の外部を異域とする。この見方は古琉球の分析にも有効と判断されるので、本稿では、沖縄島を琉球国の〈中央〉、版図内を〈周縁〉、版図外を〈異域〉と定義したうえで、〈周縁〉のなかでも〈中央〉の支配が浸透する地域を〈周辺〉、自律性の高い地域を〈辺縁〉と区分することにしたい。やや複雑ではあるが、南西諸島の個々の島々が〈異域〉―〈辺縁〉―〈周辺〉のあいだを揺れ動きつつ、段階差をとみながら琉球国へと包摂されていく様相を動態的にとらえることができよう。
- (19) 小島環禮『万国津梁の鐘』（沖縄総合図書、一九九一年）。
- (20) 名幸芳章『沖縄仏教史』（護国寺、一九六八年）、島尻勝太郎「沖縄の外來宗教」（『沖縄県史』第五卷・各論編四・文化一、一九七五年）。
- (21) 高橋公明「琉球王国」（『岩波講座日本通史』一〇・中世四、岩波書店、一九九四年）。
- (22) 豊見山和行「琉球国の地域構造について」（網野善彦・石井進・鈴木稔編『中世日本列島の地域性』名著出版、一九九七年）。屋良健一郎「中世後期の種子島氏と南九州海域」（『史学雑誌』一一二―一一、二〇一二年）は、近年の研究動向をとりいれつつ、華夷意識のありようをより具体的に示している。なお、上里隆史『海の王国・琉球』（洋泉社、二〇一二年）は、梵鐘銘から「華夷秩序」を読みとるが、尚泰久代において「秩序」というべきものが形成されていたと即断することには慎重を要する。
- (23) 尚泰久の仏教政策は、その特異性が注目されながらも、一過性のものとみなされる傾向がある。しかし、尚泰久の治世を琉球国の国家形成・整備期の一段階として位置づけるならば、王権の仏教イデオロギーの問題として正面からとらえる必要があり、また金石文の端々にみえる儒学的修辭を表面的なものとして片づけるのではなく、儒教イデオロギーの問題として汲みあげてみる必要がある。国家確立期の尚真代以降、仏教が影をひそめて、神女（ノロ）が優位になるといふ流れがあるが（前掲註（10）村井著書）、これは王権の宗教的イデオロギーが仏教・儒教から神祇へと重点を移したものと見通すことができよう。
- (24) 沖縄県教育委員会編『沖縄の金工品関係資料調査報告書』（二〇〇八年）、前掲註（5）高橋論文など。
- (25) 前掲註（5）高橋論文。
- (26) 前掲註（13）知名著書。
- (27) 『歴代宝案』卷十七・正統三年（一四三八）月日尚巴志咨文案。
- (28) 安里進「太宰府神社旧蔵『琉球国図』にみる一五世紀の琉球王国」（『浦添市立図書館紀要』一五、二〇〇四年）、渡辺美季「竹森道悦と地図奉納」（『九州史学』一四六、二〇〇六年）。
- (29) 『琉球国図』には「法音寺」と「慶禪寺」も記載される。前者は報恩寺を指す（上里隆史・深瀬公一郎・渡辺美季「沖縄県立博物館蔵『琉球國圖』」（『古文書研究』六〇、二〇〇五年））。一方、「慶禪寺」は建善寺（建善禪寺）の誤記とみられる。いずれも聴覚的な記憶に頼って註記されたことによる錯誤であるとすれば、「相国寺」が「国聖寺」と誤記されたとみることによる説明が可能である。
- (30) 園原謙・崎原恭子「重要文化財『銅鐘（旧首里城正殿鐘）』のX線撮影による状態調査について」（沖縄県立博物館・美術館『博物館紀要』八、二〇一五年）によると、こうしたイメージは、一九九二年の沖縄復帰二〇周年事業としての首里城正殿の復元整備以降に定着したものであるという。
- (31) 後半部に関して若干言及した先行研究としては、前掲註（10）村井著書、前掲註（12）矢野著書第六章がある程度である。
- (32) 前掲註（12）矢野著書第六章は、「三代」を舜天王統・英祖王統・察度王統の三王統と解釈する。ただし、後述するように、こうした王統観念は十六世紀前半に形成されたものと考えられること、および「堯風」「舜日」という文言と関連する修辭であることからみて、「三代」は「唐虞三代」の意味であると考える。
- (33) 前掲註（5）高橋論文。
- (34) 前掲註（5）高橋論文。
- (35) 原田正俊「日本中世における禅僧の講義と室町文化」（『東アジア文化交渉史研究』二、二〇〇九年）。
- (36) 川本慎自「中世禅宗と儒学学習」（『歴史と地理』日本史の研究二五〇、二〇〇五年）。
- (37) 前掲註（13）知名著書は、尚泰久の仏教興隆を対日外交の人材としての禅僧の確保に求める。もちろん、禅僧がそうした役割を担ったことは確かであるが、本稿では琉球王権の支配理念形成に寄与する禅僧の役割を重視したい。
- (38) 報喪に関しては、孫薇「冊封・朝貢について」（『沖縄文化研究』一七、一九九一年）参照。
- (39) 高瀬恭子「首里城は炎上したか」（内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球』榕樹書林、二〇〇九年）は、志魯・布里的抗争と「府庫」の火災による鍍金銀印の焼失を虚構とみなしたうえで、尚泰久が尚金福から王権を篡奪したが、印を入手・継承できなかったとの見方を提示する。
- (40) 前掲註（14）豊見山編著書第二章、前掲註（12）矢野著書第三章。
- (41) 明『英宗実録』卷二五二・景泰六年四月辛卯条では、尚泰久を冊封する根拠として、その個人的資質である「性資英厚」とともに「国衆帰心」が挙げられている。明側の冊封に対する姿勢に関しては、孫薇「中国（明朝）の琉球に対する勅封の歴史」（『史料編集室紀要』二七、二〇〇二年）参照。

- (42) 前掲註(21) 高橋論文・(39) 高瀬論文は、「権国事」と「掌国事」を同一視している。なお、後述する景泰五年の勅諭の冒頭部分に欠損があるが、「皇帝勅諭□□□□事王弟尚泰久」と読める。勅諭では「琉球国権国事」ではなく「琉球国掌国事」と記載されていたとみてよいだろう。
- (43) 王が琉球国中山王だけでなく大世主・法王・(天子)・(皇帝)という属性を帯びる存在であったとすれば、王位継承の時点に冊封に求める必要はない。「浦添城の前の碑」(一九五五年)において「りうきゅうこくちゅうさんわうしやうねいハ、(尊敦)そんとんよりこのかた二十四代のわうの御くらあをつきめしよわちへ」とあり、受封前の尚寧が「琉球国中山王」を称したことは本文で述べたとおりである。また、同碑銘には「てんよりわうの御なをば、てだがすゑあんじおそひすまざるわうにせ、てつつけめしよわちへ」とあり、尊敦の系譜をひくことと、「天」から神号を付与されたことを主張することで、王位継承の正統性が担保されたのである。これは後述するような尚真代以降の系譜認識の形成や「天」観念の変化によるものであるから、十五世紀段階に遡らせるわけにはいかないが、受封前に琉球独自の論理による王位継承が実現していたとみることはできよう。
- (44) 沖縄県立博物館・美術館編『海の琉球』(展覧会図録、二〇一七年)。
- (45) 清代の事例であるが、一六八二年(康熙二十一年)十一月に那覇を出航した進貢使節は、十二月に福州に到着したのち、翌年六月に北京に到着している。また、一七五四年(乾隆十九年)十一月に那覇を出航した進貢使節は、翌年正月に福州に到着したのち十一月に北京に到着している。以上のデータは、陳碩炫「清代琉球進貢使節派遣日程について」(赤嶺守・朱徳蘭・謝必震編『中国と琉球』(彰流社、二〇一三年)による)。
- (46) 前掲註(45) 陳論考によると、一六六六―一七二二年の進貢船五〇例のうち二八例が十一月に那覇を出航しており(一七七三年以降は不規則となるため、ここでは除外した)、以下、十二月(七例)、正月(四例)、二月(三例)、十月・三月(いずれも一例)の順となる。
- (47) 前掲註(12) 矢野著書は、王弟の権力を「新たな権力」と評する。しかし、「新たな権力」が生起したとみるよりは、王弟が既存の王権のなかで権限を分掌することによって実力を蓄え、王権の分裂を招いたとみたほうがよいのではないか。
- (48) 夏子陽『使琉球録』(一六〇六年)の「歴朝使琉球姓氏考」には「景泰七年欽差正使給事中李秉・副使行人劉儉勅封国王尚泰久」とある。『明史』卷三三三・列伝二一・外国四・琉球は景泰六年四月のこととするが、これは冊封使(正使嚴誠)が発遣された時点を示したものである。明『英宗実録』卷二五二・景泰六年四月辛卯条にかけて採録される、同年七月二十日付の詔書は、正使が李秉彝に交代したことをうけて差し替えられたものであり、冊封使の琉球渡航は、同年七月以降のこととなる。
- (49) 前掲『英宗実録』景泰六年四月辛卯条。
- (50) 一五三二年(嘉靖十一年)五月に冊封使に任命された陳侃は、一五三三年五月福建到着、一五三四年三月造船完了、四月出航、五月那覇着であるから、丸二年を要している(『使琉球録』)。一六〇三年(万曆三十一)五月に冊封使に任命された夏子陽は、同年一〇月福建着、造船に足かけ四年を費やし、一六〇六年六月に那覇に到着しており、四年余を要している(『使琉球録』)。
- (51) 前掲註(45) 陳論考によると、一六六六―一七二二年の進貢船五〇例・一〇〇艘のうち二二艘が十二月に福州に到着しており、以下、二月(二三艘)、正月(一〇艘)、三月(五艘)、十一月・四月(ともに二艘)、閏三月(一艘)の順となる(一六八六年十一月に那覇を出航したものの、暴風雨のため一六八七年九月に出航した事例は除く)。『英宗実録』天順元年(一四五七)三月辛巳(十八日)条には進貢使節(正使程鵬)の朝貢記事が掲げられるが、これは時期的にみて謝恩使と同時に派遣された使節である可能性がある。そうであるならば、謝恩使は通常の進貢船の派遣時期にあわせて派遣されたことになる。
- (52) 高橋康夫「古琉球期那覇の三つの天妃宮」(『沖縄文化研究』三六、二〇一〇年、前掲註(5) 高橋著書再録)は、「天妃宮」を那覇所在の天妃宮であると指摘する。近世琉球の事例であるが、進貢船の出航にさいしては、天后宮の「菩薩」(媽祖)像が船内に勧請された(真栄平房昭「近世琉球における航海と信仰」『沖縄文化』七七、一九九三年)。なお、進貢船に限定されるわけではないが、琉球船は出航前に「海辺」の「天妃娘娘殿」で「馬猪」を斬って供えるという祭祀を行っていたようである(朝鮮『世祖実録』八年(一四六二)二月癸巳条)。
- (53) 『大乘院寺社雑事記』長祿二年(一四五八)九月二十九日条(増補続史料大成) 大乘院寺社雑事記(一)によると、同年八月に足利義政のもとを訪れた「嶋人」(琉球人)が明の「天尊」改元の情報を伝えたという。琉球と日本との遣明使節の派遣頻度の相違が天順改元情報の時間差に如実に表れている。なお、一四六四年(寛正五)六月頃、朝鮮から日本に帰国した商船が英宗の重祚と天順改元の情報を伝えてきたとする史料もあり(『善隣国宝記』足利義政文案按文)、情報伝播のあり方を垣間見ることができよう。
- (54) 前掲(52) 高橋論文は「上天妃宮」を波上所在の天妃宮とする。
- (55) 朝鮮『世祖実録』八年二月辛巳条。
- (56) 米谷均「日朝・日明間における肅拜儀礼について」(中島榮章・伊藤幸司編『寧波と博多』(汲古書院、二〇一三年))。
- (57) 石田実洋・橋本雄「壬生家旧蔵本『宋朝僧捧返牒記』の基礎的考察」(『古文書研究』六九、二〇一〇年)は、足利義満が明使応接にあたり、明側が求める四拜礼を忌避し、「法王」としての立場で三拜したという。
- (58) 前掲『世祖実録』八年二月癸巳条。

(59) 朝鮮『世祖実録』七年(一四六一)十二月戊辰条。なお、尚真期の大蔵経求請においても「鎮国家」という文言が使用されている(『燕山君日記』六年十一月丁卯条)。

(60) 一四五七年に琉球が朝鮮から大蔵経を獲得したとみる既往説に対して、前掲註(10)村井著書は否定的な見解を示す。すなわち、一四五八年の琉球国王使の吾羅沙也文(五郎左衛門)が琉球人ではないことから、これを偽使とみなし、彼が持参した咨文に「去歳蒙賜礼物并大蔵尊経」とあるのは、一四五七年に日本国王使全密が大蔵経を獲得した事実と混同したためとする。しかし、琉球国王使の真偽判別のメルクマールは外交文書の様式が咨文であるか書契であるかとされているため(橋本雄「中世日本の国際関係」吉川弘文館、二〇〇二年)、吾羅沙也文が琉球人でないことだけを以て偽使と断じることができない。仮に琉球国王使が偽使であるとしても、真使である日本国王使(建仁寺勸進船)が大蔵経を獲得した事実と混同して咨文を作成したとは考えにくい。もちろん大蔵経が無事に琉球に届けられたかどうかは別問題として残るが、ここでは大蔵経の獲得・施入という王権の意思を重視したい。

(61) 知名定寛「仏教の伝来と展開」(『沖繩県史』各論編三・古琉球)。

(62) 前掲註(12)矢野著書第一章。

(63) 岡本弘道「琉球王国海上交渉史研究」(榕樹書林、二〇一〇年)。

(64) 長史が王命の出納者であることは、尚徳の遣朝鮮使である普須古が証言しており(前掲『世祖実録』八年二月癸巳条)、こうした情報をもとに『海東諸国紀』の記述がなされたものと考えられる。

(65) 前掲註(38)孫徴論文は、「王相」が本来の役割を担ったのは初期のみであり、その後は琉球王府の執政官へ変化したことを指摘する。

(66) 『歴代宝案』巻一・景泰六年(一四五五)七月二十日代宗詔書写。本稿で引用する『歴代宝案』は、沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』校訂本第一冊(沖縄県教育委員会、一九九二年)所収の影印に拠る。なお、『明実録』(英宗実録)景泰六年四月十六日条に当該詔書を抄出した記事がみえる。

(67) 夏子陽『使琉球録』巻下・群書質異・星槎勝覧(原田禹雄訳註「夏子陽使琉球録」榕樹書林、二〇〇一年)によると、明初に下賜された四書・五経・韻府・通鑑・唐賢三体詩が円覚寺に保管されていたという。

(68) 正統十四年(一四四九)の土木の変によって、明の正統帝がオイラトのエゼンによって捕縛・連行されたことの影響も考慮する必要がある。博多商人宗金によると、「殿下」(足利義政)が琉球に明の情勢を尋ねたところ、琉球側は「中国与達子相戦、有兵乱、未可朝也」と回答したという(『世宗実録』二十九年(一四四七)五月丙辰条)。どこまで真相を語るものかは不明であるが、頻繁に朝貢する琉球がオイラトの動静を察知していたことまで疑う必要はなからう。

土木の変による皇帝の権威失墜にともない、琉球に(中華)としての自尊意識と「蛮夷」を畏怖する意識が同時に芽生えた可能性を想定しておきたい。

(69) 前掲註(39)高瀬論文。

(70) 伊従勉「遺構からみる古琉球の首里城」(前掲註(7)『沖繩県史』)は、首里城正殿の発掘調査の成果と考古学的見解を整理し、正殿正面(西側)の基壇が六段階を経て整備されたこと、第一石列(創建当初)の火災痕は一四五三年の火災によるものであること、第二石列は尚泰久が整備したものであることを指摘している。「首里城正殿鐘」が「殿前」(正面)に掛着されたことは、正殿正面の基壇の再整備と無関係ではなからう。ひとまず、①一四五三年に少なくとも首里城正殿の一部を焼く程度の火災は発生していた、②冊封儀礼が挙行された一四五六年には修築が完了していた、③その後に「正殿鐘」の鑄造が企画され、一四五八年に正殿の「殿前」に掛着された、と考えるべきである。なお、知名定寛「古琉球王国と仏教」(『南島史学』五六、二〇〇〇年)は、足利義政代の琉球使節の来日が一四五八年時点で既に六度を教えることについて、王宮再建費用の調達という目的があったと指摘する。一四五七年頃から「大世通宝」が鑄造されたという指摘(東恩納寛淳「室町期頃南島の通貨」『日本歴史』二八、一九五〇年)、それが日本向けの貨幣であったとする指摘(宮城弘樹「中世の銭と琉球王国」前掲『沖繩県史』各論編三)もあわせて考える必要がある。

(71) 平安期日本にみられた末法思想としての「百王思想」にもとづくものではなく、本来的な意味での「百王」(百代後の王)であると考えられる。

(72) 高良倉吉「琉球王国史の探求」(榕樹書林、二〇一一年)は、一四五八年六月の首里城正殿鐘の掛着を根拠に「首里城焼失はなかった」とするが、正殿が焼失しなかったことと、城内某所から「失火」して「倉庫」に「延焼」したことは別個の問題である。また、沖縄県教育委員会編『首里城跡―京の内発掘調査報告書(Ⅰ)』(一九九八年)は、「失火」の時期を一四五九年三月とみなし、「京の内」出土の被災遺物と関連づける。遺物の被災・廃棄年代は筆者が判断できる範囲を超えているが、明『英宗実録』にみえる「失火」の時期は一四五八年と考えるべきである。

(73) 前掲『世祖実録』八年二月辛巳条。

(74) 大高広和「大宝律令の制定と「蕃」「夷」」(『史学雑誌』一二二―一二、二〇一三年)、梁暎奔「日本古代における華夷思想とその影響」(『日本歴史』八四四、二〇一八年)。

(75) 前掲『世祖実録』八年二月辛巳条。

(76) 『島津家文書』貞治二年(一三六三)四月十日島津道鑑(貞久)讓状案(『大日本古文書』島津家文書一―一五〇号、以下「島津一―一五〇号」のように略す)、年月日未詳島津氏所領注文(島津一―三二四号)。

- (77) 石上英一編『奄美諸島編年史料』古琉球期編上（吉川弘文館、二〇一四年）、前掲註（10）村井著書第一章。
- (78) 『朝鮮王朝実録』端宗元年（一四五三）五月丁卯条。「岐浦島」の発音に関して補足すると、朝鮮前期における「浦」の漢字音が「ボ」、国訓が「カ」（筆者注）母音は^ユであるが、これは^{アイ}が短縮したものであったことは、長節子「中国境海域の倭と朝鮮」（吉川弘文館、二〇〇二年）二二五～二二六頁に詳しい。
- (79) 佐伯弘次「室町後期の博多商人道安と東アジア」（『史淵』一四〇、二〇〇三年）。
- (80) 前掲註（29）上里・深瀬・渡辺論文。
- (81) 「思柯末」（『海東諸国紀』は「思何末」）は奄美大島の西方にある直近の島であり、その北西には「嶋子」という小島が対をなしている。現在の地図に照らせば、「思柯末」は横当島、「嶋子」は上ノ根島に相当すると考えられる。横当島の「中の岳」（火山）は航海信仰の対象であり、「中のうがん」（『名瀬市誌』上〈国書刊行会、一九八三年〉第三章）、「中ノオガン（拜山）」と称されたという（大山麟五郎「海の神と粟のアニマ」〈谷川健一編『沖繩の思想』、木耳社、一九七〇年〉）。また、宝島の島民などが横当島を「オガミ」と称しているともい（清水浩史『秘島図鑑』河出書房新社、二〇一五年）。こうした呼称が中世古琉球期に遡るとすれば、日本人が「オガミ」に「思柯末」または「思何末」の漢字をあてたのであろう。
- (82) 村井章介「中世日本と古琉球のはざま」（池田榮史編『古代中世の境界領域』高志書院、二〇〇八年）。紙屋敦之「幕藩制国家と琉球支配」（校倉書房、一九八五年）、および前掲註（22）屋良論文は、「七島」の知行は、土地に加えて廻船を知行するものであったとみる。
- (83) 朝鮮『端宗実録』元年（一四五五）四月辛亥条。
- (84) 一六〇六年の冊封正使夏子陽の著作『使琉球録』（一六〇六年）の「群書異」では、「七島」（吐噶喇列島）を挙げ、「七島」の半分は日本の版図であると説明している。一五七九年の冊封副使謝杰の著作『琉球録撮要補遺』（一五七九年、前掲『使琉球録』所引）、および「閩書」（何喬遠著、一六〇八年）も「七島」（吐噶喇列島）を挙げる。十六世紀後半に琉球が吐噶喇列島を領有していた可能性も否定できないが、十五世紀半ばの古い情報をもとに記述されている可能性のほうが高いと判断される。
- (85) 前掲『世祖実録』八年二月辛巳条。朝鮮音で「吾時麻」は^{オシマ}、池蘇は^{チソ}となる。先行研究が池蘇を喜界島に比定することには同意するが、発音上、大きな隔りがある。喜界島が「チソ」に近い音の別称で呼ばれていたであろう。
- (86) なぜ喜界島という小さな島が琉球の支配に頑強に抵抗し、隣島の大島がたやすく服属したのか、その理由を明確に知ることはできないが、喜界島の台地位置する城久遺跡群が古代大宰府の南島支配の拠点であったという見解（池田榮史編『古代中世の境界領域』〈高志書院、二〇〇八年〉など参照）は示唆的である。
- (87) 『旧記雑録』天順五年（一四六一）六月三日尚徳書状写（『鹿児島県史料』旧記雑録前編二一三三〇号、以下「旧記前編二一三三〇号」のように略す）。
- (88) 冊封使（冠船）の来琉（一四六三年）を控え、島津氏と和睦することで、日本商船の来航を円滑にしようとする意図があったとも考えられる。
- (89) 『海東諸国紀』琉球国紀（一四七一年）には、「天地壇」の祭祀（祈祷）が行われていたという。これが琉球固有の信仰にもとづく祭祀であるのか、明皇帝を模倣した祭祀であるのかは判断できないが、「天子」（皇帝）としての立場で祭天儀礼を行っていた可能性も否定できない。
- (90) 朝鮮『成宗実録』二年（一四七一）十一月庚子条。琉球の正史類は四月二十二日とする。
- (91) 小島環禮「芥隠承琉伝」（島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口真清三先生古希記念論集刊行委員会編『球陽論叢』ひるぎ社、一九八六年）。
- (92) 前掲『世祖実録』八年二月辛巳条。
- (93) 『海東諸国紀』琉球国紀。本書の成立は一四七一年二月である。
- (94) 前掲註（21）高橋論文、高瀬恭子「同時代史料にみる古琉球の王たち」（『史料編集室紀要』二八、二〇〇三年）。なお、高橋公明「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」（『歴史学研究』五七三、一九八七年）は、尚徳名義の咨文が第二尚氏と親密でない勢力によって作成されたと指摘するが、相国寺梵鐘銘とあわせて考えるならば、第二尚氏の王権によって作成されたといえることができる。
- (95) 前掲註（21）高橋論文。
- (96) 皇帝の権威が金で表象されることについては、時代・地域をこえて、いくつかの事例を見出すことができる。橋本雄「中世日本と東アジアの金銀銅」（小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『金属の中世』高志書院、二〇一四年）は、明皇帝に対する周辺諸国（日本・朝鮮・安南・真臘・暹羅・爪哇）からの進貢品として金ないし金製品が確認されること、暹羅・安南の国王は「皇帝」と称して「金葉」（金製の薄板に線刻された国書）を明皇帝に送っており、そこには暹羅・安南の「皇帝」の自尊意識も読み取れることを指摘する。また、四日市康博「ユーラシアの視点から見たイルハーン朝公文書」（『史苑』七五―二、二〇一五年）および国立歴史民俗博物館編『日本の中世文書』（二〇一八年）所収の四日市氏による解説は、イルハーン朝の君主文書において、「朕」「勅命」などの文字が金文字で表記されることや、朱で押した御璽の印影を金泥で上書きする「金印」の作法があったことを指摘する。さらに、清代の事例であるが、清皇帝から上皇太后への慶賀表文（中国国家博物館編『中国国家博物館蔵文物研究叢書』明清档案卷・清代、上海古籍出版社、二〇〇七年）や朝鮮国王から清皇帝への表文などにおいては、黄綾に受信者側の称号を記して貼付するという作法もみら

れる。このように、皇帝・皇族の自敬、もしくは皇帝・皇族に対する敬意を視覚的に表示する手法として金や黄綾による装飾がもちいられていたものであり、尚真の事例もその一例として評価することができよう。

- (97) 前掲村井(6) 論文は、石碑には表面と裏面の対応関係、あるいは左右一対の対応関係があることを指摘する。円覚寺梵鐘の場合、仏殿の内と外で明白な違いが認められる。古琉球の金石文の意義を考えるにあたっては、文言だけではなく、梵鐘・石碑等のモノとしての観察や、それらの空間配置を読み解く必要があるといえよう。

- (98) 一四九七年以前の建碑としては、「安国山樹華木之記」(一四二七年)・「大安禪寺碑記」(一四三〇年)・「千仏閣碑記」(一四三三年)の三例が確認されているが、いずれも在琉明人の発起になるものである。

- (99) 一四九四年に朝鮮を訪れた偽琉球国王使(正使天章)は、「琉球国中山府主」の使節と称しているが(『成宗実録』二十五年(一四九四)五月戊戌条)、その称号について、「前王已薨、嗣王新立、時未受命故也」と弁明している。しかし、尚真の受封は一四七九年のことである。偽使の詭弁にすぎないわけであるが、この当時、琉球国内で「府主」「府君」「国君」などの称号が喧伝されていたからこそ知りえた情報であったといえよう。

- (100) 高良倉吉氏は、前掲註(7) 高良論文(二〇一〇年)では、「欄干之銘」の記述を抽象的なものとみなしているが、同著『琉球の時代』(筑摩書房、二〇一二年、初刊一九八〇年)では、「欄干之銘」にみえる尚真の姿を「小さな中国皇帝」と評している。

- (101) 前掲註(22) 屋良論文。

- (102) 前掲註(2) 高良著書。

- (103) 前掲註(7) 高良論文。

- (104) 石上英一「琉球の奄美諸島統治の諸段階」(『歴史評論』六〇三、二〇〇〇年)。

- (105) 高良倉吉「奄美喜界島の古琉球辞令書について」(『日本東洋文化論集』一〇、二〇〇四年)。

- (106) 橋本雄「古琉球「辞令詔書」(辞令書)全文テキストデータベース」(科研報告書「8—17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流」下、研究代表者村井章介、二〇〇四年)。

- (107) 辞令書の文末は「○○(官職名)ハ△△(被任命者名)にたまハリ申候」と結ぶのが定型であり、前掲註(3) 屋良論文は、「たまハリ申候」の部分の主語を被任命者とみる。しかし、素直に解釈すれば、「たまハリ」の主語は官職名であり、「○○」は「△△」にお与えになりました、という意味になる。問題は「申候」の解釈であるが、辞令書が王の言葉(口頭命令)をそのまま記したものであれば、このような謙讓表現ないし丁寧表現にはならないであろう(あえて

推測すれば、「○○ハ△△にたまへ」(○○ハ△△に与えよ・くれてやれ)という自敬・命令の表現となるのではないか。したがって、王命出納者ないしは詔書作成者が、王の言葉を奉じたというニュアンスを表現するために「たまハリ申候」で締め括ったのであり、漢文における受命文言の「奉詔」「欽奉」に相当する表現とみることができるとはなからうか。

- (108) 濱地龍磨「古琉球期における「しより」(首里)の語句に関する一考察」(『七隈史学』一九、二〇一七年)は、「首里之印」が押された那覇里主書状が存在することから、これを国王印とみる見解を否定して王府印とみなしている。前掲註(12) 矢野著書第一章は、印の性格には言及しないものの、同書状を首里王府が公的な保証を与えたものとする。

- (109) 前掲註(7) 高良論文。

- (110) 正史類にみえる石垣島のオヤケアカハチの乱を指すものとみて差し支えなからう。この戦いでは宮古島の仲曾根豊見親が石垣島に派兵したという。

- (111) 村井章介「古琉球をめぐる冊封関係と海域交流」(村井章介・三谷博編『琉球からみた世界史』山川出版社、二〇一一年)。なお、拙稿「一五・一六世紀の島津氏—琉球関係」(『九州史学』一四四、二〇〇六年)で「下国」を室町幕府と対置させて解釈したことに対する村井氏の批判は妥当であるので、自説を修正したい。

- (112) 前掲註(11) 村井論文。

- (113) 朝鮮『成宗実録』二十四年(一四九三)六月癸亥条。

- (114) 都城島津家に伝来した、琉球国王(尚真)宛て弘治十三年(一五〇〇)朝鮮国王(燕山君)国書は、日向の国人野辺氏が押収したものである可能性が指摘されている(新名一仁「都城島津家史料の朝鮮国王国書と野辺・向井氏」『都城史研究』一二、二〇〇六年)。一四五〇年代に琉球と「薩摩」が対立する状況において、琉球に渡航する博多商人が薩摩で抑留される事態が発生していたことに鑑みれば、一四九〇年代の対立が野辺氏による押収につながったとも考えられる。

- (115) 檀上寛「天下と天朝の中国史」(岩波書店、二〇一六年)。

- (116) 新名一仁「島津貞久」(戎光祥出版、二〇一七年)。

- (117) 前掲註(9) 外間校註本・上。

- (118) 尚真代の間得大君は、妹の「おとちのもいかね」である(前掲註(7) 高良論文)。

- (119) 前掲註(12) 高良論文。

- (120) 「万歳嶺記」(一四九七年)を初見として、尚真代の石碑には、上部に日輪を線刻で表現するものが多く確認される。太陽思想が強まりはじめる時期は、この頃にまで遡るものと考えられる。

- (121) 「百浦添之欄干之銘」(一五〇九年)にみえる軍備の増強や、真玉橋の整備(一五二二年)と首里城―豊見城の防衛ラインの強化も行われており(前掲註(12)高良論文)、それらも「大国」意識を裏づけるものであったといえよう。
- (122) 前掲註(10) 村井著書第四章。
- (123) 池宮正治「琉球国王の神号と『おもろさうし』」(『日本東洋文化論集』一一、二〇〇五年)は、「おぎやかましい」の「きやか」は、「きやがる」(輝く)に由来するもので、「おぎやかましい」は「光り輝く太陽王尚真の尊称」であると指摘する。
- (124) 前掲註(10) 村井著書第一章。
- (125) 「国王頌徳碑」(一四九八年)は明との冊封・朝貢関係を重視したもので、「大琉球は東南海東の国」とあるように、「大琉球」は明を中心とした地理認識にもとづいている。
- (126) 『幻雲文集』鶴翁字銘并序。
- (127) 葉貫磨哉「中世禅林成立史の研究」(吉川弘文館、一九九三年)。
- (128) 前掲註(10) 村井著書は、鶴翁智仙の日本渡航を一五二〇年代とし、かつ一五二四年頃には東福寺の彭叔守仙に近侍していたとする。
- (129) 前掲註(12) 矢野著書第六章では、『琉球国由来記』に尚泰久代の天界寺住持を鶴翁とする記述があることに言及し、鶴翁は尚真代の天界寺住持であると指摘している。ただし、鶴翁が天界寺住持であったことを裏付ける積極的な根拠が示されているわけではない。
- (130) 前掲註(10) 村井著書。
- (131) 田名真之「琉球王権の系譜意識と源為朝渡来伝承」(九州史学研究会編「境界のアイデンティティ」岩田書院、二〇〇八年)。
- (132) 前掲註(15) 入間田・豊見山共著書、および前掲註(22) 豊見山論文において、豊見山和行氏は、琉球王権には時間・空間を三分割する思考の枠組みがあったことを指摘しており、「三代」という王統認識にも影響を及ぼしていた可能性がある。
- (133) 前掲註(131) 田名論文は、二十一代という系譜認識は、禅譲も篡奪も関わりなく連続的にとらえたものと評価する。
- (134) 前掲註(12) 高良論文。
- (135) 前掲註(73) 石上「奄美諸島編年史料」。
- (136) 前掲註(14) 豊見山編著書参照。
- (137) 前掲註(105) 高良論文。
- (138) 高良倉吉「奄美の古志辞令書の分析」(『日本東洋文化論集』一六、二〇一〇年)。
- (139) 万曆二十三年(一五九五)八月二十九日辞令書(沖縄県立博物館・美術館所蔵文書)、天啓六年(一六二六)八月二十八日辞令書(個人蔵)。
- (140) 高良倉吉「近世八重山派遣使者在番年譜について」(『沖縄史料編集所紀要』五、一九八〇年)。
- (141) 前掲「世祖実録」八年二月辛巳条。
- (142) 朝鮮「成宗実録」十年(一四七七)六月乙未条。
- (143) 朝鮮「燕山君日記」三年(一四九七)十月壬午条・乙酉条。
- (144) 前掲「世祖実録」八年二月辛巳条。
- (145) 前掲註(14) 豊見山編著書。
- (146) 新城敏男「首里王府と八重山」(岩田書院、二〇一四年)。
- (147) 「琉球国王尚家関係資料」(那覇市歴史博物館蔵)には「治金丸」と伝わる刀(無銘)と黒漆脇差拵が含まれている(那覇市歴史博物館編「国宝」琉球国王尚家関係資料)のすべて。沖縄タイムス社、二〇〇六年)。
- (148) 宮城栄昌「本琉球と道之島との歴史的関係」(『南島文化』創刊号、一九七九年)。
- (149) 豊見山和行「官人制度の側面」(『新琉球史』近世編下、琉球新報社、一九九〇年)によれば、近世の宮古・八重山の間切行政では、地頭代(一名)―首里大屋子(一名)―大掟(一名)・南風掟(一名)・西掟(一名)―村掟(一名)、および夫地頭が設置され、これらの役人層が「おまか人」と称されて免租特権と給与地(おまか地)を保証されていた。
- (150) 前掲万曆二十三年八月二十九日辞令書。
- (151) 前掲註(138) 高良論文。
- (152) 前掲註(14) 豊見山編著参照。夏子陽「使琉球録」(一六〇六年)群書質異条には「独太平一帯貢献布米」(独り太平一帯のみ布・米を貢献す)とあり、「太平山」が「布」「米」を貢納するとの情報が記載されている。
- (153) 「島津家文書」隆慶三年(一五六九)正月十一日琉球国三司官書状(前掲註(8)報告書六号)。
- (154) 前掲註(15) 入間田・豊見山著書、前掲註(22) 豊見山論文。
- (155) 石上英一「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」(笹山晴生編「日本律令制の展開」吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (156) 「事大文軌」卷十七・万曆二十四年(一五九六)八月十九日朝鮮国王宣祖咨文案、「歴代宝案」卷三十九・万曆二十五年(一五九七)八月六日宣祖咨文写。
- (157) 明「神宗実録」十七年(一五九〇)十一月庚戌条。
- (158) 「天漢和辞典」卷三。
- (159) 山崎岳「同化と異化」(『史林』九四―一、二〇一一年)。
- (160) 「正徳大明会典」卷九十九・礼部五十八・朝貢四(『正徳大明会典』汲古書院、一九八九年)二)。
- (161) 琉球国内で「土官」と呼称されていたかどうかは不明である。むしろ朝鮮向けに要宇の地位を説明するにあたり、明の官制における土官の語をもちいて説明

したのであろう。また、「臣僚」という表現からは、王に直属する官人のようにもみえるが、これは対外的な局面での表現とみるべきであろう。

(162) 前掲註(14) 豊見山編著書は、年貢ミカナイ、貢納ミササゲという構図を提示する。一方、前掲註(138) 高良論文は、古琉球時代の辞令書に散見する「正月」「なつこほり」「ミシやもち」「おれずむ」と称されるミカナイについては、「首里王府で行なわれた儀礼・祭祀用の供物もしくは捧げ物と見られる」とする。先島諸島の場合、ミカナイ・ミササゲともに貢納制的な意味合いが強かったのではないか。

(163) 「島津家文書」万暦五年(一五七七)八月二十一日琉球国進物目録案(島津四一―一六四八号)。梅木哲人「太平布・上布生産の展開について」(高良倉吉・豊見山和行・真栄平房昭編『新しい琉球史像』(榕樹社、一九九六年)参照)。

(164) 「島津家文書」万暦六年(一五七八)四月五日琉球国進物目録(前掲註(8)報告書九号)、同日三司官連署書状(同八号)、『旧記雑録』天正六年(一五七八)八月二十日島津氏老中連署書状案写(旧記後編一一〇〇号)。

(165) 『旧記雑録』後編卷十所引。

(166) たとえば、一五八四年の「太平布五拾端」の贈答に関しては、「島津家文書」万暦十二年(一五八四)十二月二十三日琉球国三司官連署書状(前掲註(8)報告書一一号)、および『旧記雑録』天正一三年七月十八日(一五八五)島津氏老中連署書状案写(旧記後編二一五七)で確認される。

(167) 前掲註(163) 梅木論文。

(168) 現在、宮古島では「宮古上布」と称される芋布が国の重要無形文化財に指定されている。この「宮古上布」が広く知られるようになったのは、一五八二年に下地間切の洲鎌与人上地真栄の妻である稲石が首里王府に幅十九升の綾絹布を献上したことが契機であると伝承されている(宮古島市総合博物館図録『宮古の自然と風土』二〇一〇年)。熙春龍喜の遺稿集『清溪稿』(『統群書類従』一三下)の「答瑠球国書」には、一五八三年六月頃に琉球の禅僧(円覚寺僧カ)に送った書簡の案文が収録されており、「甘升之唐布」を「拝受」したことについて、「未見如此奇物」(未だ此くの如き奇物を見ず)と謝意を表している。宮古上布に関する伝承や島津氏への太平布の贈与例を参考にすれば、琉球僧から贈られた「甘升之唐布」とは、宮古諸島産の太平布を指す可能性が高い。一五七〇年代後半〜八〇年代前半頃に、従来の規格をこえた幅一九〜二〇升程度の大形の太平布が生産されるようになり、その一部が琉球経由で日本・明にむけて贈与・輸出されていたと考えられる。

(169) 夏子陽は『使琉球録』(一六〇六年)の「群書質異」において、「南則有太平山、俗呼苗菰」と記録している。

(二〇二〇年七月九日受付、二〇二〇年一〇月一六日審査終了)

(国立歴史民俗博物館研究部)

During the period stretching from Sho Shin's reign to Sho Sei's reign, the Taiyo ideology was promoted and the Taiyoshin (the sun god) came to be considered the only power to bestow military power on the King through Kikoe-ogimi (the royal priestess), and the [Omoro] of [island conqueror] [country conqueror] was created. In Confucian thought, the Shun Emperor combined with the unique Ryukyu idea of *ten* (heaven), and became *shunten*, and was positioned as the earliest ancestor of the royal line. The traditional ideas of *tenka* (ruling power) and jokoku (province of the highest rank) also transformed from Confucian concepts into unique Ryukyu concepts. It was the Kannin (government officials) system overseen by the people of Ryukyu and the Noro (female priestess) system that considered Kikoe-ogimi to be the highest rank that supported this transformation in the ruling philosophy, and Kanji characters were selected to express this.

Key words: Royal authority, periphery, Buddhism, Confucianism, Jingi or gods of heaven and earth

A Theory of Royal Authority in the Old Ryukyu Period: The Ruling Philosophy and the “Periphery” Islands

ARAKI Kazunori

This paper seeks to identify the ruling philosophy of the royal authority through an analysis of primary historical materials, including *kinseki-bun* (ancient inscriptions on monuments) that were created as integral elements of the royal authority in the Old Ryukyu Period. This is taken as the key to clarifying the relationship between the royal authority and the various “periphery” (peripheral and border) islands. This paper reached the following conclusions.

The ruling philosophy was formulated based on Buddhist and Confucian ideologies that were widespread in East Asia during the era of Sho Taikyu. The carriers of this philosophy were Zen priests of Kyoto Gozan who took the convergence of Buddhism and Confucianism to be the basis of the philosophy. At this stage, there was instability surrounding the succession to the throne, the relationship between the ruler and the ruled had not yet evolved, and control of the “periphery” islands remained moderate. Furthermore, in addition to claiming to be the Ryukyu-koku Chuzan-o (King of Chuzan of the State of Ryukyu) and the Oho-yononushi, Sho Taikyu also declared himself to hold the idealistic position of Houou (Imperial Holiness), Koutei (Emperor or King of Kings), and Tenshi (Emperor with a heavenly mandate). He also tried to gradually integrate the islands inside and outside Okinawa.

The ruling philosophy that took shape in the era of Sho Taikyu took hold as the established ideal royal authority for a period of time and remained in place even after the transition to the Second Sho-shi Dynasty. In the first half of Sho Shin’s reign, the Zen priests further glorified the royal authority, and the idealistic position of the Emperor as Koutei (Emperor or King of Kings), Teio (Monarch), and Tenshi (Emperor with a heavenly mandate) became well defined.

In the latter half of Sho Shin’s reign, centralized rule developed again on both Oshima Island of the Amami Islands and on Kikaijima Island, and further expanded to the periphery. In addition, following the military suppression of the Sakishima Islands, the Miyako Islands transitioned from border to periphery islands, and the Yaeyama Islands were positioned as a border island. Sho Shin’s militaristic stance, which marked the highest stage of development of the royal authority, stood in contrast to the ruling philosophy based on the traditional ideologies of Buddhism and Confucianism. Instead, Ryukyu’s unique Jingi ideology became the core of the ruling philosophy.
